

【別紙】

令和4年度  
世田谷区児童相談所運営状況  
(事業概要)等報告

(速報版)

令和5年5月  
世田谷区



# 目次

<b>第1 児童相談所の概況</b> .....	1
1 世田谷区の基本情報（令和5年4月1日現在）.....	1
2 児童相談所の所在地等.....	1
3 設置の目的・理念.....	1
4 児童相談所等の沿革.....	2
5 児童相談所の組織及び職員.....	5
（1）組織.....	5
（2）所内組織.....	6
（3）所内の職員配置状況（令和5年4月1日現在）.....	7
6 児童相談所で取扱う児童相談・援助.....	8
（1）相談の種類.....	8
（2）援助の種類.....	9
（3）その他.....	10
（4）児童相談の流れ.....	11
（5）児童虐待に対する児童相談所の対応.....	11
<b>第2 運営状況のあらまし</b> .....	12
1 相談の受理状況等.....	12
（1）相談経路別受理状況.....	12
（2）相談内容別受理状況.....	13
（3）年齢別受理状況.....	14
2 児童虐待相談の受理状況等.....	15
（1）経路別受理状況.....	15
（2）虐待種類別受理状況.....	16
（3）年齢別受理状況.....	17
3 児童虐待相談の対応状況等.....	18
（1）児童虐待相談の対応状況.....	18
（2）子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用の実績.....	20
（3）児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数.....	22
4 調査・診断・一時保護状況等.....	23
（1）児童福祉司の活動状況.....	23
（2）親子支援の取組み.....	24
（3）児童心理司の活動状況.....	24
（4）保健師の活動状況.....	29
（5）医師の活動状況.....	31
（6）弁護士活動状況.....	31
（7）区の一時的保護の状況.....	33
（8）一時保護委託の児童数.....	34
5 社会的養護の状況.....	35
（1）社会的養護のもとで育つ児童数.....	35

( 2 )	里親等の状況	36
( 3 )	里親支援業務の取組み状況	38
( 4 )	養育家庭の登録数及び委託児童数	41
( 5 )	里親の新規受託児童数	41
( 6 )	ファミリーホーム設置数及び委託児童数	41
( 7 )	里親等委託率の現状	42
( 8 )	養子縁組里親の登録と特別養子縁組の現状	43
( 9 )	児童養護施設の状況	44
6	進路状況	45
7	児童養護施設退所者等支援の概要	46
( 1 )	事業概要	46
( 2 )	住宅支援	46
( 3 )	居場所・地域交流支援	46
( 4 )	給付型奨学金事業	47
( 5 )	令和4年度の拡充内容	47
( 6 )	令和5年度からの拡充内容	47
8	18歳到達児童への支援状況	49
9	子どもの権利擁護	50
( 1 )	児童相談所の第三者評価の実施	50
( 2 )	一時保護所の外部評価等の実施	52
( 3 )	一時保護所内における取組み	53
( 4 )	措置された子どもにかかる取組み	55
( 5 )	「せたホッと」を活用した権利擁護	56
10	人材育成	57
( 1 )	人材育成計画	57
( 2 )	研修内容	57
( 3 )	OJT研修	57
11	児童相談所と地域の関わり	62
( 1 )	世田谷区要保護児童支援協議会の取組み	62
( 2 )	各関係機関との連携状況	63
<b>第3</b>	<b>統計資料</b>	<b>66</b>
1	相談の受理状況	66
( 1 )	男女別・経路別受理状況	66
( 2 )	年齢別・相談内容別受理状況	67
( 3 )	相談内容別受理状況	68
( 4 )	虐待受理経路別・地域別受理状況	69
( 5 )	虐待受理種類別・地域別受理状況	70
2	相談対応状況	71
( 1 )	相談別対応状況	71
( 2 )	虐待相談の相談種別・経路別対応状況	72
( 3 )	虐待相談の相談種別・主な虐待者別対応状況	72
( 4 )	被虐待児童年齢・虐待種類別対応状況	73





# 第 1 児童相談所の概況

## 1 世田谷区の基本情報（令和 5 年 4 月 1 日現在）

面積 58.05 km<sup>2</sup>

【地域別世帯数・人口数】

（単位：人）

地域名	世帯数	人口数	人口数		児童数	児童数	
			男	女		男	女
世田谷地域	144,798	252,760	119,303	133,457	32,568	16,507	16,061
北沢地域	91,288	154,025	73,864	80,161	17,310	8,913	8,397
玉川地域	114,952	226,366	105,285	121,081	33,682	17,226	16,456
砧地域	79,186	164,716	78,695	86,021	27,079	14,038	13,041
烏山地域	64,483	119,838	57,196	62,642	16,457	8,549	7,908
区内全域	494,707	917,705	434,343	483,362	127,096	65,233	61,863

児童数とは、0歳から18歳未満の人口のことを指す。

（出典：世田谷区ホームページ「統計情報館」）

## 2 児童相談所の所在地等

所在地 世田谷区松原6丁目41番7号

開設年度 令和2年度（令和2年4月1日）

電話 03-6379-0697

交通 小田急線梅ヶ丘駅、豪徳寺駅下車5分、東急世田谷線山下駅下車5分

## 3 設置の目的・理念

平成28年の児童福祉法の改正では、昭和22年の制定時以来の理念規定が見直され、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られ、それらを保障される権利を有することなどが明確にされた。

区は、改正児童福祉法の理念に則り、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指す。この目標の達成に向けて、児童が独立した権利の主体であることを尊重し、その最善の利益が優先して考慮されることを保障する見地から、同法第12条第1項及び第59条の4第1項の規定に基づき、児童相談所を設置するものである。

区の児童相談所の設置は、法の新たな理念の実現に向けた、戦後から続く児童福祉のあり方を前進させる大きな挑戦である。この認識のもと、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図る。

## 4 児童相談所等の沿革

日付	世田谷区や特別区の状況等	国の動き
平成20年6月	平成18年(2006年)の都区合意事項からはじまった「都区のあり方検討委員会」において、児童相談所は、区に移管する方向で検討する事務として整理	
平成21年4月1日		<b>【改正児童福祉法施行】</b> ・被措置児童等の虐待相談窓口を設置 ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設 ・里親制度の見直し ・要保護児童対策地域協議会の機能強化
平成24年4月1日		<b>【民法等の一部を改正する法律施行】</b> ・親権停止制度の創設 ・児童相談所長・施設長による監護措置と親権代行について ・未成年後見制度の見直し ・一時保護の見直し
平成25年11月	特別区児童相談所移管モデルの作成	
平成27年3月	「世田谷区子ども計画(第2期)」策定	
平成28年3月8日	世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例制定	
平成28年4月25日		児童相談所強化プラン(厚生労働省児童虐待防止対策推進本部)
平成28年6月3日		<b>【改正児童福祉法施行】</b> ・児童福祉の原理の明確化 ・家庭養育の推進 ・国や地方公共団体の責任の明確化 等 <b>【改正児童虐待防止法施行】</b> ・しつけを目的とした児童虐待の防止 <b>【改正母子保健法施行】</b> ・母子保健施策を通じた虐待予防 等
平成28年10月1日		<b>【改正児童福祉法施行】</b> ・弁護士配置 ・児童心理司等、主任児童福祉司の配置 ・施設長等による親子再統合のための支援 <b>【改正児童虐待防止法施行】</b> ・臨検・捜索手続きの簡素化 ・児童虐待にかかる資料等の提供主体の拡大 ・施設入所等措置解除時の助言実施・安全確認等
平成29年3月	「世田谷区児童相談所設置計画」の策定	
平成29年4月1日		<b>【改正児童福祉法施行】</b> (は改正児童虐待防止法にも規定あり) ・市町村における支援拠点整備 ・児童福祉司等の研修義務化 <b>・児童相談所設置自治体の拡大(特別区も政令の指定を受けて児童相談所を設置できることについて明記)</b> ・児童相談所における里親支援の追加等里親委託の推進 ・18歳以上の者に対する支援継続( ) ・児童相談所から市町村への事案送致( ) 等



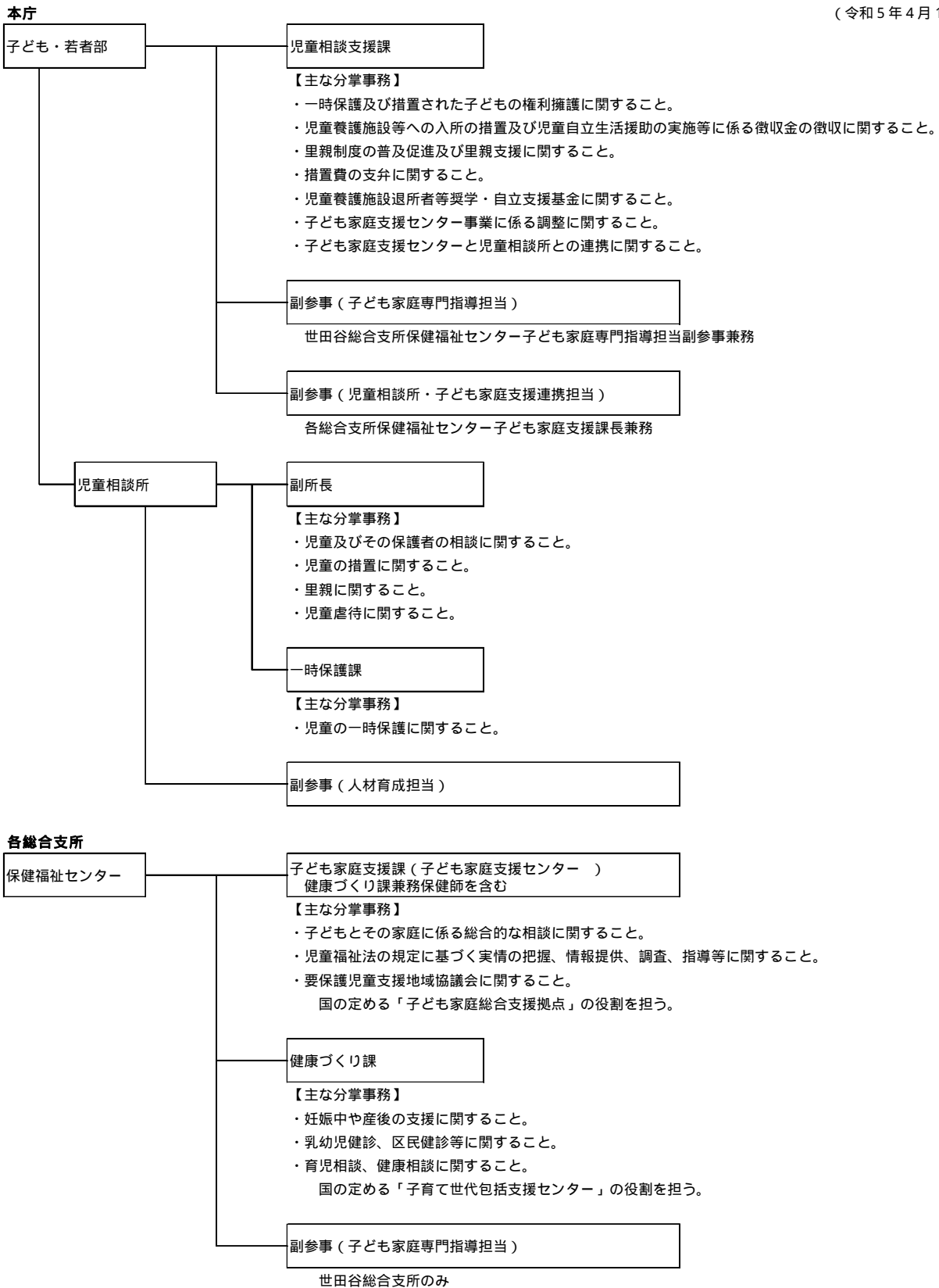
日付	世田谷区や特別区の状況等	国の動き
		【改正母子保健法施行】 ・子育て世代包括支援センターの法定化
平成30年4月1日		【改正児童福祉法施行】 ・親権者等の意に反する一時保護が2か月超えることの家裁所承認 ・28条審判確定前の保護者指導勧告 【改正児童虐待防止法施行】 ・接近禁止命令の対象拡大 【民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行】
平成30年5月	「世田谷区児童相談所設置・運営計画(第一次更新計画)」策定	
平成30年7月	「世田谷区児童相談所設置・運営計画(第二次更新計画)」策定	
平成30年7月20日		児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) ・転居した場合の児童相談所間の情報共有の徹底 ・児童相談所と警察の情報共有の強化 等
平成30年12月18日		児童虐待防止対策体制総合強化プラン(児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議) ・児童相談所の人口当たり配置標準の見直し ・里親養育支援児童福祉司の配置 等
平成31年2月	「世田谷区児童相談所設置・運営計画(第三次更新計画)」策定	
平成31年3月19日		児童虐待防止対策の抜本的強化について(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) ・介入的な対応等を的確に行うことができるようにするための体制整備 ・常時弁護士による指導または助言のもとで対応するための体制整備 ・医師・保健師の配置の義務化 等
令和元年7月	国が示した新たな児童虐待防止対策等を踏まえた「世田谷区児童相談所設置・運営計画(最終更新計画)」策定	
令和元年8月22日	<b>世田谷区を「児童相談所を設置する市(区)」に指定する政令の閣議決定</b>	
令和元年10月1日	<b>世田谷区児童相談所設置条例制定(令和2年4月1日施行)</b>	
令和2年3月	「世田谷区子ども計画(第2期)後期計画」策定	
令和2年4月1日	<b>特別区初となる世田谷区児童相談所及び一時保護所の開設</b>	【改正児童福祉法等施行】 ・体罰の禁止 ・児童相談所の体制強化 【改正民法等施行】 ・特別養子縁組の対象年齢の拡大、手続きの見直し
令和2年9月	「世田谷区社会的養育推進計画(素案)」策定、パブリックコメントの実施	
令和3年3月	「世田谷区社会的養育推進計画」策定	
令和3年12月	「世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画」策定	

日付	世田谷区や特別区の状況等	国の動き
令和4年4月1日		【改正民法等施行】 ・成年年齢の引下げ（20歳から18歳へ）
令和4年12月16日		【改正民法等施行】 ・懲戒権規定の削除
令和5年3月	「世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画」策定	
令和5年4月1日	改正世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例施行 ・条例名を「世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例」から「世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例」に改正 ・給付型奨学金の拡充のほか資格等取得支援、家賃支援の新規実施 里親支援業務（フォスタリング業務）の包括的業務委託開始 ・里親制度の普及啓発から里親養育支援までの一連の業務をフォスタリング機関へ包括的に委託	こども家庭庁設置 ・こども施策の立案、実施を担う行政機関として設置 【こども基本法施行】 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ・支援の総合的・一体的提供の体制整備 ・関係者相互の連携確保 ・児童の権利に関する条約の周知 ・こども大綱による施策の充実及び財政上の措置 等

## 5 児童相談所の組織及び職員

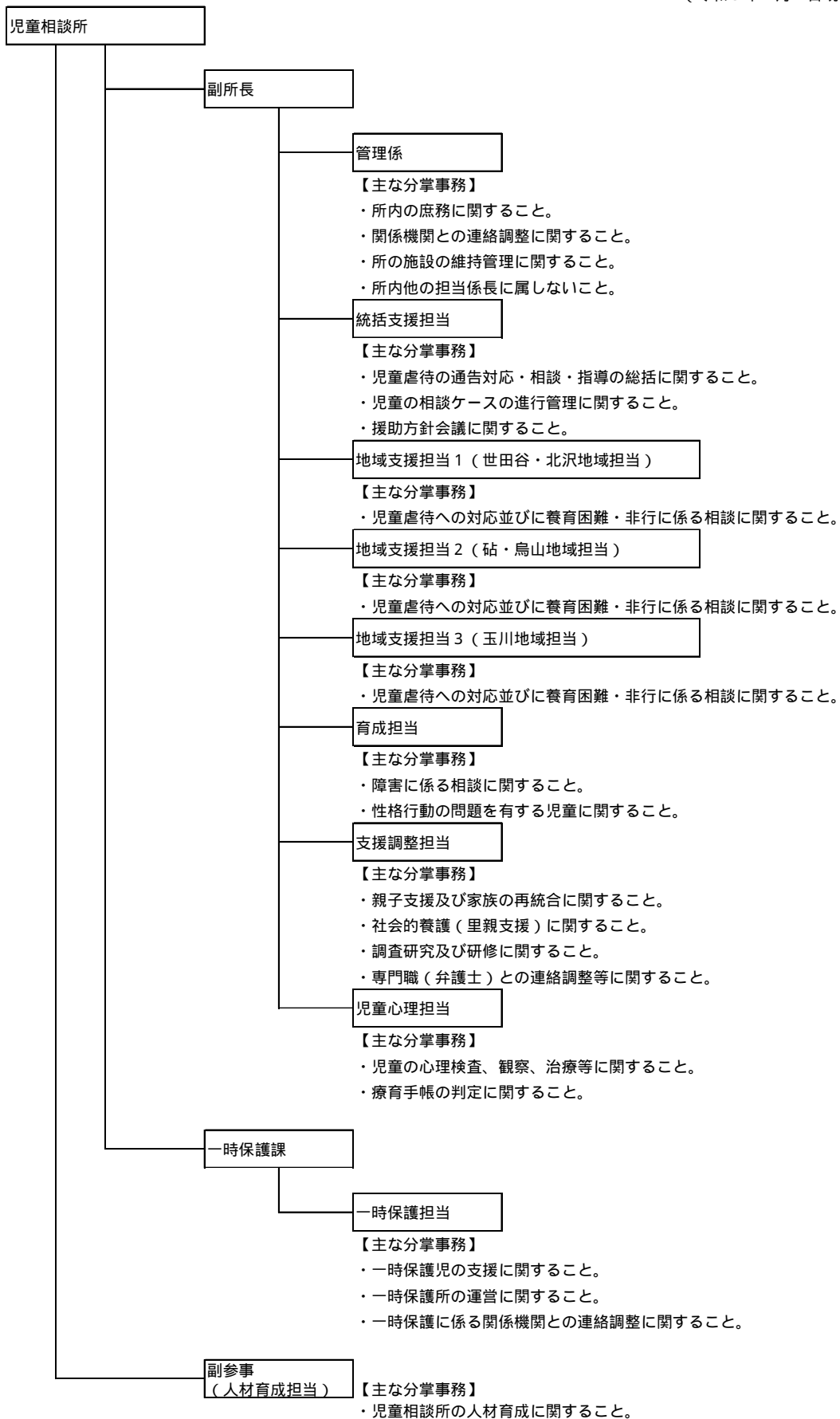
### (1) 組織

(令和5年4月1日現在)



## (2) 所内組織

(令和5年4月1日現在)



(3) 所内の職員配置状況(令和5年4月1日現在)

児童相談所 正規・非常勤職員		配置数	参考(内訳)		
			常勤	非常勤	委託
所長		1	1	0	0
副所長		1	1	0	0
副参事		1	1	0	0
児童福祉司		44	44	0	0
児童心理司		23	23	0	0
保健師		3	3	0	0
事務		7	7	0	0
非常勤職員	事務	3	0	3	0
	児童福祉司業務補助	2	0	2	0
	通告窓口受付	4	0	4	0
	専門支援員(福祉)	1	0	1	0
	専門支援員(心理)	2	0	2	0
	里親対応専門員	1	0	1	0
警察官OB		2	0	2	0
合計		95	80	15	0

一時保護所 正規・非常勤職員		配置数	参考(内訳)		
			常勤	非常勤	委託
一時保護課長		1	1	0	0
児童指導員・保育士		35	35	0	0
心理		1	1	0	0
看護師		1	1	0	0
調理		5	5	0	0
非常勤職員	児童指導員・保育士	6	0	6	0
	夜間児童指導員	16	0	16	0
	看護師	0	0	0	0
	学習指導員	3	0	3	0
	栄養管理嘱託員	1	0	1	0
	業務調理員	6	0	6	0
	専門支援員(福祉)	1	0	1	0
合計		76	43	33	0

児童相談所・一時保護所	配置数	参考(内訳)		
		常勤	非常勤	委託
合計	171	123	48	0

他自治体からの派遣職員含む。

医師等の配置		配置数	参考(内訳)		
			常勤	非常勤	委託
特別職非常勤職員	医師	1	0	1	0
	愛の手帳判定医	6	0	6	0
その他(業務委託)	弁護士	2	0	0	2
	医師	2	0	0	2
合計		11	0	7	4

## 6 児童相談所で取扱う児童相談・援助

### (1) 相談の種類

相談種別	具体的内容
養護相談	児童虐待、養育困難に関する相談
非行相談	非行行為、く犯行為、触法行為に関する相談
育成相談	しつけ、子育て、性格行動、家庭内暴力、不登校、ひきこもり、適性相談 など
障害相談	障害児に関する相談、視聴覚障害、知的障害、肢体不自由、重症心身障害、ことばの遅れ、発達障害 など
保健相談	精神保健・精神衛生、思春期、性に関すること、依存等による生活の乱れ など
その他相談	親子・家族間の関係、自立（自立援助ホームの利用）、その他

## (2) 援助の種類

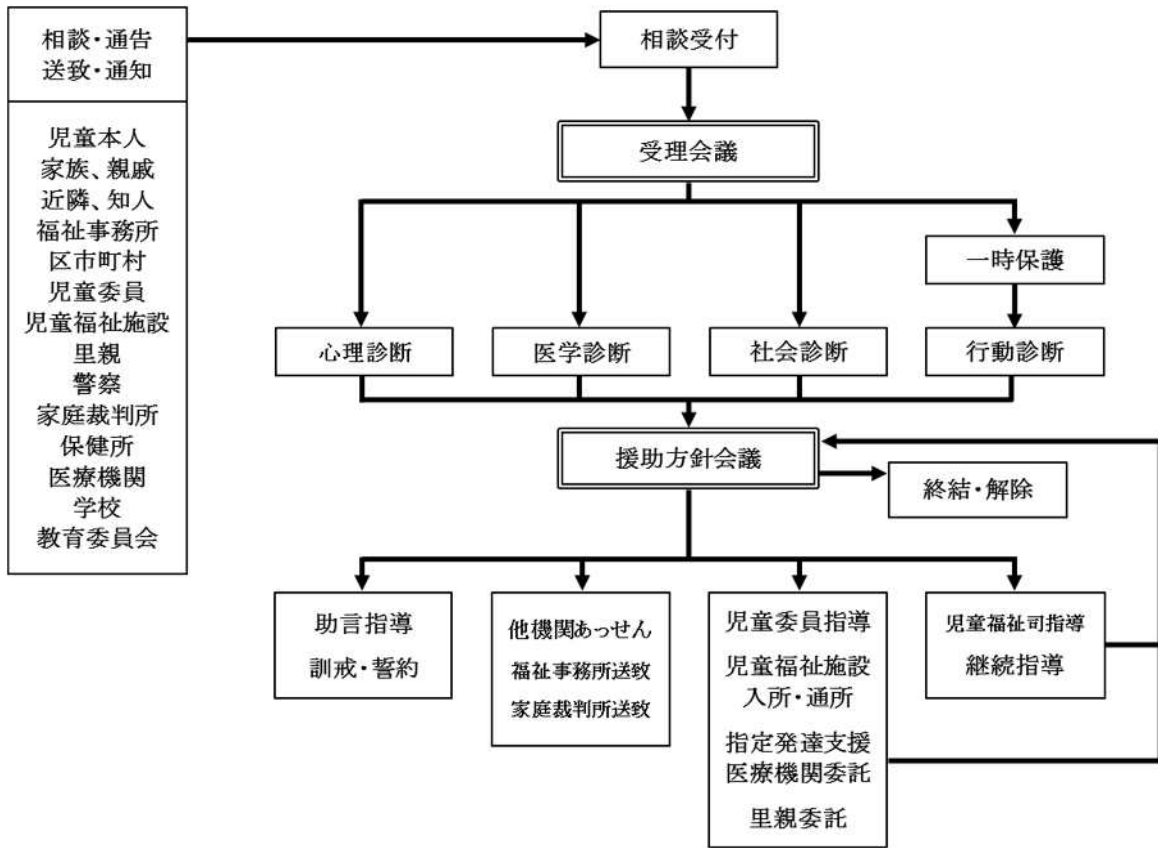
援助の内容		内容	
在宅指導等	措置によらない指導	助言指導	1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する指導をいう。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的ソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例については、子どもや保護者等の意向を確認のうえ、速やかに当該機関にあっせんする。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整または経済的援助等により解決すると考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。
		知的障害者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司または社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
	訓戒、誓約措置		子どもまたは保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。
児童福祉施設入所措置		家庭での児童の養育が困難な場合に乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。	
指定発達支援医療機関委託		肢体不自由のある児童または重症心身障害児について、指定発達支援医療機関に対し、入院や医療型障害児入所施設と同様な治療等を行うことを委託する。	
里親委託		東京都及び児童相談所設置区が登録した里親に養育を委託し、家庭での養育に欠ける子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図る。	
小規模住居型児童養育事業委託		家庭における養育環境と同様の養育環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者に養育を委託する。	
児童自立生活援助の実施		義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない20歳未満の者及び大学等に就学中であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を対象として、就職先の開拓や、仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより社会的自立の促進を図る。	
福祉事務所送致等		児童や保護者を知的障害者福祉司、社会福祉主事に指導させる場合、助産施設、母子生活支援施設、保育所等への入所措置が必要な場合、及び15歳以上の児童を知的障害者援護施設等に入所させることが適当な場合に送致、報告、通知を行う。	
家庭裁判所送致		触法少年及びびぐ犯少年について、子どもの最善の利益や専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付すことがその子どもの福祉を図るうえで適当であると認められる場合等に行う。	
家庭裁判所に対する家事審判の申立て		児童虐待等の場合で、親の同意を得られない場合の施設入所の承認や、親権停止並びに喪失宣言の請求、未成年後見人選任・解任の請求を行う。	

### (3) その他

立入調査	<p>児童を児童養護施設へ入所させる場合や、里親へ養育委託するにあたって、必要があると認めるときは、児童委員または児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所等に立ち入り、必要な調査または質問をさせることができる。</p> <p>なお、正当な理由なく立入調査を拒んだ場合、罰金規定がある。</p>
一時保護・一時保護委託	<p>児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、または児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、または適当な者に委託して、一時保護を行わせることができる。</p>
面会・通信の制限	<p>施設等入所中や一時保護中の児童に対し、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、保護者の面会や通信について制限することができる。</p>
接近禁止命令	<p>上記の面会・通信の制限がある場合において、特に必要があると認めるときは、保護者に対し、児童の身边でのつきまとい、または徘徊してはならないことを命ずることができる。</p> <p>なお、この規定に違反した場合、罰金規定がある。</p>
同居児童の届け出	<p>四親等内の児童以外の児童を、自己の家庭に一定期間同居させる意思をもって同居させた者等は、その旨区長に届け出なければならない。</p>
所長の親権代行	<p>児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者または未成年後見人のない者に対し、親権を行う者または未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。</p>
出頭要求	<p>児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員または児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査または質問をさせることができる。</p>
再出頭要求	<p>保護者が上記出頭要求または立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、または忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員または児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査または質問をさせることができる。</p>
臨検・搜索	<p>保護者が正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、または忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全確認を行い、またはその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所等を管轄する地方裁判所、家庭裁判所または簡易裁判所の許可状により、児童の住所等に臨検させ、または児童を搜索させることができる。</p>

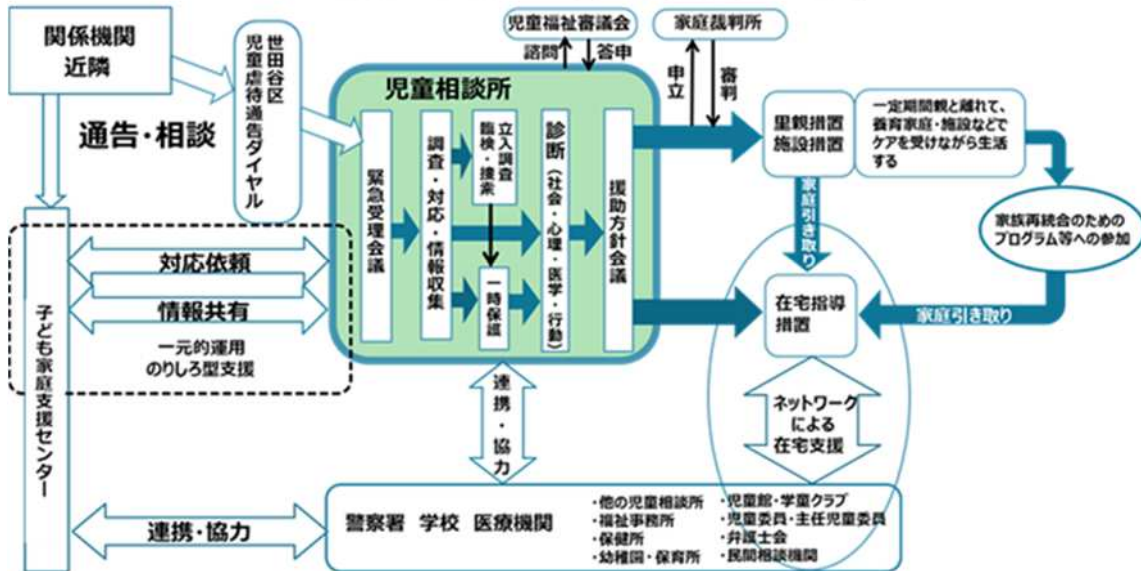


#### (4) 児童相談の流れ



#### (5) 児童虐待に対する児童相談所の対応

##### 児童相談の流れ（虐待通告の場合）



## 第2 運営状況のあらまし

### 1 相談の受理状況等

#### (1) 相談経路別受理状況

令和4年度の児童相談所における相談件数は2,356件であり、令和3年度から123件増加した。相談経路としては、警察等からの相談が最も多く(855件)、次いで家族・親戚(517件)、近隣・知人(444件)と続いている。昨年度と比較して家族・親戚は49件増加した一方、近隣・知人は121件減少している。《統計資料66ページ》

(単位：件)

		2年度	3年度	4年度	増減
都道府県・ 中核市・指 定都市・特 別区	児童相談所	92	102	122	20
	福祉事務所	0	0	0	0
	その他	11	4	12	8
区市町村	福祉事務所	0	1	2	1
	児童委員	0	0	0	0
	保健センター	0	0	0	0
	子ども家庭支援センター	79	42	69	27
	その他	15	14	11	3
児童福祉施 設・指定発 達支援医療 機関	保育所	4	11	19	8
	児童福祉施設	0	5	1	4
	指定発達支援医療機関	0	0	0	0
児童家庭支援センター		0	0	0	0
認定こども園		0	3	0	3
警察等		603	712	855	143
家庭裁判所		12	17	12	5
保健所及び 医療機関	保健所	3	4	2	2
	医療機関	27	29	25	4
学校等	幼稚園	1	2	0	2
	学校	87	90	102	12
	教育委員会等	0	0	1	1
里親		0	0	0	0
児童委員(通告仲介)		1	9	0	9
家族・親戚		453	468	517	49
近隣・知人		543	565	444	121
児童本人		27	24	23	1
その他		174	131	139	8
再掲	措置変更	0	1	1	0
	期間延長	0	0	1	1
	巡回相談	0	0	0	0
	電話相談	15	20	36	16
合計		2,132	2,233	2,356	123

## (2) 相談内容別受理状況

令和4年度の児童相談所における相談件数2,356件のうち、被虐待相談(養護相談)が最も多く(1,771件)、次いで障害相談(283件)、非行相談(72件)と続いている。この状況は令和3年度と同様となっている。《統計資料67ページ》

(単位:件)

		2年度	3年度	4年度	増減	
養護相談	被虐待相談	1,652	1,698	1,771	73	
	その他の相談	93	124	156	32	
保健相談		0	0	0	0	
障害相談	肢体不自由相談	入所希望	9	3	6	3
		在宅指導	0	0	0	0
	視聴覚障害相談	視力	0	0	0	0
		聴力	0	0	0	0
	言語発達障害相談		0	0	0	0
	重症心身障害相談	入所希望	3	3	4	1
		在宅指導	0	0	3	3
	知的障害相談	入所希望	8	4	2	2
		在宅指導	214	255	268	13
発達障害相談		0	0	0	0	
非行相談	く犯行為等相談	49	30	29	1	
	触法行為等相談	21	31	43	12	
育成相談	不登校相談		2	9	1	8
	性格行動相談		64	50	56	6
	育児・しつけ相談		1	0	1	1
	適正相談	計	1	0	0	0
		学業不振	0	0	0	0
		進路	0	0	0	0
その他		1	0	0	0	
ことばの遅れ相談	知的遅れ	0	0	0	0	
	養育態度等	0	0	0	0	
その他の相談	措置変更期間延長	0	0	0	0	
	その他	15	26	16	10	
いじめ相談(再掲)		0	0	0	0	
児童買春等被害相談(再掲)		0	0	0	0	
合計		2,132	2,233	2,356	123	

### (3) 年齢別受理状況

令和4年度の児童相談所における相談件数2,356件のうち、0～5歳（未就学年齢）は767件、6～11歳（小学生年齢）は863件、12～14歳（中学生年齢）は441件、15～17歳（高校生年齢）は261件となっており、令和3年度と比較すると、相談受理件数の増加に伴い、全体的にやや増加している。対児童人口比では、令和3年度と同様に高校生年齢の割合が少なくなっている。《統計資料67ページ》

（単位：件）

	2年度	3年度	4年度	増減	対児童人口比
0～5歳	653	719	767	48	1.97%
6～11歳	762	819	863	44	1.92%
12～14歳	395	437	441	4	1.97%
15～17歳	231	215	261	46	1.25%
18歳以上	5	4	0	4	
不明	86	39	24	15	
合計	2,132	2,233	2,356	123	1.83%

## 2 児童虐待相談の受理状況等

### (1) 経路別受理状況

令和4年度の児童相談所における児童虐待受理件数1,771件のうち、警察等からの通告が最も多く(697件)、次いで近隣・知人(444件)、家族・親戚(160件)と続いている。警察等及び近隣・知人については、児童相談所開設以降、他の相談経路と比較して多い状況となっている。全国や東京都と比較すると警察等の割合が少なく、近隣・知人の割合が多くなっている。《統計資料69ページ》

(単位:件)

		2年度	3年度	4年度	増減
都道府県・ 中核市・指 定都市・特 別区	児童相談所	76	78	91	13
	福祉事務所	0	0	0	0
	その他	10	4	12	8
区市町村	福祉事務所	0	0	1	1
	児童委員	0	0	0	0
	保健センター	0	0	0	0
	子ども家庭支援センター	58	32	60	28
	その他	14	14	10	4
児童福祉施 設・指定発 達支援医療 機関	保育所	4	10	19	9
	児童福祉施設	0	5	0	5
	指定発達支援医療機関	0	0	0	0
児童家庭支援センター		0	0	0	0
認定こども園		0	3	0	3
警察等		497	581	697	116
家庭裁判所		0	0	0	0
保健所及び 医療機関	保健所	0	0	0	0
	医療機関	23	28	24	4
学校等	幼稚園	1	2	0	2
	学校	84	89	98	9
	教育委員会等	0	0	1	1
里親		0	0	0	0
児童委員(通告仲介)		1	9	0	9
家族・親戚		151	143	160	17
近隣・知人		542	565	444	121
児童本人		24	22	21	1
その他		167	113	133	20
再掲	措置変更	0	1	0	1
	期間延長	0	0	1	1
	巡回相談	0	0	0	0
	電話相談	15	16	32	16
合計		1,652	1,698	1,771	73

		令和3年度児童虐待対応件数 <sup>1</sup>		
		警察等	近隣・知人	家族・親戚
全国	207,660	103,104 (49.7%)	28,075 (13.5%)	17,345 (8.4%)
東京都 <sup>2</sup>	26,047	11,747 (45.1%)	5,464 (21.0%)	2,098 (8.1%)
世田谷区 <sup>3</sup>	1,771	697 (39.4%)	444 (25.1%)	160 (9.0%)

1 全国及び東京都は令和3年度の児童虐待対応件数を掲載

2 東京都は特別区児童相談所分を含む

3 世田谷区は令和4年度の児童虐待受理件数を掲載

## (2) 虐待種類別受理状況

令和4年度の児童相談所における児童虐待受理件数1,771件のうち、虐待種類別では心理的虐待が最も多く(1,277件(72.1%))、次いで身体的虐待(310件(17.5%))、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)(181件(10.2%))、性的虐待(3件(0%))と続いている。令和3年度と比較して、児童虐待受理件数の増加に伴い、ほぼすべての件数がやや増加している。《統計資料70ページ》

(単位:件)

	2年度	3年度	4年度	増減
身体的虐待	325	274	310	36
性的虐待	10	5	3	2
心理的虐待	1,142	1,268	1,277	9
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	175	151	181	30
合計	1,652	1,698	1,771	73

### (3) 年齢別受理状況

令和4年度の児童相談所における児童虐待受理件数1,771件のうち、0～5歳(未就学年齢)は627件、6～11歳(小学生年齢)は681件、12～14歳(中学生年齢)は263件、15～17歳(高校生年齢)は176件となっており、令和3年度と比較すると、児童虐待受理件数の増加に伴い、ほぼすべての件数がやや増加している。また、対児童人口比では、令和3年度と同様に高校生年齢の割合が少なくなっている。《統計資料67ページ》

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度	増減	対児童人口比
0～5歳	532	601	627	26	1.61%
6～11歳	615	664	681	17	1.52%
12～14歳	275	267	263	4	1.17%
15～17歳	144	125	176	51	0.84%
18歳以上	0	2	0	2	
不明	86	39	24	15	
合計	1,652	1,698	1,771	73	1.37%

### 3 児童虐待相談の対応状況等

#### (1) 児童虐待相談の対応状況

令和4年度の児童相談所における虐待相談対応件数は、1,683件となっている。

《統計資料71ページ》

また、令和4年度の子ども家庭支援センターにおける虐待相談対応件数は、1,820件となっている。

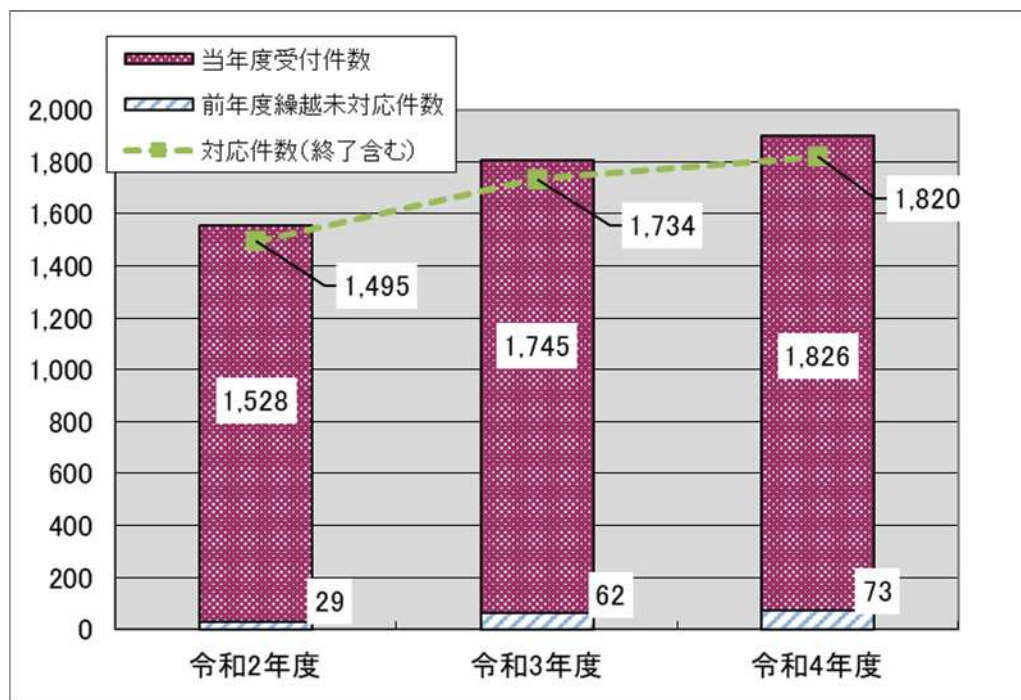
(単位：件)

	2年度	3年度	4年度	増減
児童相談所	1,525	1,709	1,683	26
子ども家庭支援センター	1,495	1,734	1,820	86
合計	3,020	3,443	3,503	60

不受理となった通告等は除く。

#### 【参考：子ども家庭支援センターにおける虐待相談件数の推移】

子ども家庭支援センターの被虐待児童相談対応状況について、区児童相談所の開設以降、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用におけるリスクアセスメントの共有等を通じて、児童虐待通告の区分けのうち子ども家庭支援センターへ区分けした件数の増加に伴い、新規受理件数が増加している。





**【児童相談所における虐待相談件数の継続状況の推移】**

児童相談所における虐待相談件数は、受理件数の増加に伴い、対応終了件数及び次年度への繰越件数も増加傾向となっている。

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度
前年度からの繰越件数	260	470	471
当該年度受理件数	1,652	1,698	1,771
対応終了件数	1,442	1,697	1,675
次年度への繰越件数	470	471	567
対応中件数	213	225	233
継続指導	53	61	88
児童福祉司指導	86	85	67
措置入所等	74	79	78
未対応件数	257	246	334

**【参考：子ども家庭支援センターにおける虐待相談件数の継続状況の推移】**

子ども家庭支援センターにおける虐待相談継続件数は、区の児童相談所開設を契機として緩やかに減少していたが、区分け件数の増加に伴い、令和4年度は性的虐待を除くすべての種別で増加した。

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度
次年度への繰越件数	661	644	807
継続件数	599	571	728
身体的虐待	164	161	213
性的虐待	1	2	1
心理的虐待	286	300	387
ネグレクト	148	108	127
未対応件数	62	73	79
身体的虐待	14	12	17
性的虐待	1	0	0
心理的虐待	28	59	49
ネグレクト	19	2	13

### 【児童相談所における虐待通告件数 の状況】

令和4年度に児童相談所に寄せられた虐待通告件数は、1,878件となっている。

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度	増減
虐待通告件数	1,856	1,825	1,878	53
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	371	333	305	28
区児童虐待通告ダイヤル「0120-52-8343」	482	403	339	64
警察署からの書類通告等	497	581	697	116
その他	506	508	537	29

「通告件数」と「受理件数」、「対応件数」の関係

- ・「通告件数」は、児童虐待の相談・通告として寄せられた電話等の件数であり、そのうち、児童相談所が虐待案件として調査等が必要であると判断したものを「受理件数」として扱っている。
- ・「対応件数」は、受理された通告に基づき、相談履歴や家庭状況の調査、児童の心理診断などを行い、その後の援助方針を決定した対応中のケースの件数を指す（国の全国統計等ではこの件数が集約され、比較・検証などに用いられている）。
- ・通告 通告受理 相談対応という相談援助活動の流れの中で、どの時点のケースを指すかにより、それぞれの件数は異なるため、「通告件数」と「受理件数」、「対応件数」は一致しない。

## (2) 子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用の実績

### 概要

区が児童相談所を設置したことを契機に、地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと、強力な法的権限などの高度な専門性を有する児童相談所の「一元的な運用」を実施している。本運用では、両機関の職員がチームとなり、日常から担当区域の情報共有を行い、必要に応じて双方が持つ機能を組み合わせた支援や問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」を着実に推進することで、虐待等の要保護児童等の早期発見・早期対応が徹底され、子どもの安全と生命を確実に守る予防型の児童相談行政の展開に取り組んでいる。

これらを実現するにあたり、基本的な対応に関する運用のしくみを下記のとおり構築し、適切に実施している。

### 【主な取組み】

#### ア チームとして顔の見える職員体制の構築

子ども家庭支援センターと児童相談所の双方が、「住所地域担当制」を実施し、年間を通して同一住所地域を同一の担当者が担当することで、ひとつのチームとして顔の見える職員体制の構築を図っている。

イ 一貫した初動対応の実施（児童虐待通告窓口の一本化）

世田谷区児童虐待通告ダイヤル（0120-52-8343）、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）を通じての児童虐待相談や、警察からの通告は、区の児童相談所で一括して受理し、初動対応の一次の方針の判断を行う体制としている。

これにより、児童虐待通告のうち、一時保護の必要が予見され、専門性・法的権限を要することが見込まれるケースについては、児童相談所が児童の安全確認等を行い、その後の調査及び必要な援助等を実施している。一方、いわゆる「泣き声通告」など、子ども家庭支援センターの支援が望ましいと判断された事案については、子ども家庭支援センターが迅速に児童の安全確認を行っている。

ウ リスクアセスメントの共有（共通アセスメントシートの作成）

子ども家庭支援センターと児童相談所は、相談ケースのリスク評価を行うにあたり、共通アセスメントシートを用いることで、リスクに対する視点の共有化を図っている。

エ 合同会議、合同研修の実施

世田谷区要保護児童支援地域協議会進行管理部会と同時開催で月1回程度「合同会議」を開催し、子ども家庭支援センターと児童相談所が協働して対応するケースのアセスメントの共有や、援助方針の検討等を行っている。

また、子ども家庭支援センターや児童相談所に配属された職員を対象とし、虐待対応の資質向上に向けた研修体系等を一本化し、理念の共有及び支援の質の底上げを図っている。

児童相談所と子ども家庭支援センターの区分け件数

令和4年度の児童相談所における児童虐待受理件数1,771件のうち、児童相談所に区分けしたものが732件（41.3%）、子ども家庭支援センターに区分けしたものが1,039件（58.7%）となっている。令和3年度より子ども家庭支援センターへ区分けした割合が増加（令和3年度54.3%、令和4年度58.7%）した。

（単位：件）

	4年度合計		世田谷		北沢		玉川		砧		烏山	
	児相	子家セン	児相	子家セン	児相	子家セン	児相	子家セン	児相	子家セン	児相	子家セン
児童虐待受理件数	732	1,039	166	267	96	176	188	211	196	242	86	143
	1,771		433		272		399		438		229	

合同会議

【令和4年度実績】

（単位：回）

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	計
回数	12	12	12	12	12	60

## 合同研修

### 【令和4年度実績】

(単位：回)

	実施内容	回数
新任・横転者 研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭支援センターと児童相談所の連携</li> <li>・児童虐待の基礎</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・社会的養護の概要を知る 等</li> </ul>	20
専門研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な心理的虐待</li> <li>・死亡事例から学ぶ</li> <li>・虐待を受けた子どものケア</li> <li>・法医学と児童虐待 等</li> </ul>	6

### (3) 児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数

令和4年度における児童相談所における児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数は、40.3件となっており、令和3年度と比較してほぼ横ばいとなっている。

これは、児童虐待相談受理件数は増加したものの、一方で児童福祉司についても増員(42名から44名(令和4年4月時点))しており、結果として児童福祉司一人当たりの対応件数は令和3年度とほぼ横ばいとなっている。

算出方法：当該年度児童虐待相談受理件数 ÷ 児童福祉司配置人数 = 一人当たりの相談件数

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度
児童福祉司 一人当たりの 対応件数	45.9	40.4	40.3

## 4 調査・診断・一時保護状況等

### (1) 児童福祉司の活動状況

児童福祉司は、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割とし、主に児童虐待や非行など家族の抱える課題の解決に向け、支援が必要な子ども、保護者に対する適切なアセスメントの実施や、保護者との対話を重視したきめ細やかな支援を通して家族再統合を目指し活動している。

子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用により、子ども家庭支援センターとの調整（主に電話相談）にかかる実績が増えている。また、区がこれまで培ってきた地域との顔の見える関係を活かし、関係機関との調整についても密に行うことができ、これに関係する活動実績が反映されているものとする。（社会調査指導「その他」に計上。）

【令和4年度実績】

社会調査指導

（単位：回）

訪問面接	児童	2,016
	保護者	1,137
	その他	2,434
所内面接	児童	1,371
	保護者	1,734
	その他	659
その他	児童	1,528
	保護者	10,557
	その他	28,187
合計		49,623

継続的指導等 を要する児童等に対する指導及び調査

（単位：回）

訪問面接	児童	2,346
	保護者	1,481
	その他	2,839
所内面接	児童	1,509
	保護者	2,338
	その他	511
その他	児童	1,382
	保護者	9,494
	その他	15,031
合計		36,931

継続指導や児童福祉司指導、児童福祉施設入所、里親委託等

## (2) 親子支援の取組み

### 家族支援体制

不適切な養育や親子関係の不調等で分離したケースなどに対する親子の再統合に関わる指導・支援が円滑に進められるよう、早期の家庭復帰や再発防止の実現に向け、ケース担当者を親子支援チームがバックアップしながら、家族支援体制の充実を図っている。

### 親子支援チームの役割

親子支援チームは、専任の児童福祉司、児童心理司で構成され、ケース担当者と協働し、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ等の手法を取り入れながら、家族の再統合、親子関係の再構築に向けたプログラムの作成や、支援方法の検討を行っている。

また、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、里親（養子縁組は除く）、福祉型・医療型障害児入所施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム等に措置されている子どもとその家族について、家族の再統合・親子関係の再構築の可能性やその家族への支援の課題や具体的な取組み等を明らかにすることで、家族支援が促進されるよう、ケース担当者にヒアリングを行う。家族再統合が困難な場合は、ヒアリングの場で、乳児院から養育家庭への措置変更を検討したり、自立支援に向けた取組みについて確認している。

### サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ

家族の強みに焦点をあてることで、家族が主体となり、児童相談所と家族が協働して安全プランを考え、家族再統合や親子関係の再構築等をめざすためのソーシャルワーク。

## (3) 児童心理司の活動状況

児童心理司は、子どもや保護者等の相談に応じ、面接・心理検査・行動観察等を用いて心理診断を行っている。心理診断で得られた知見は児童相談所としての援助方針を決定する際に用いられる。児童心理司は決定された援助方針に従い、必要に応じて子どもや保護者等に心理ケアや助言等を行っている。心理診断と心理ケアは、子どもと保護者が問題に向き合い解決を目指すことのできるように支援していくものであり、児童心理司業務の中核をなすものである。また、障害相談のうち愛の手帳発行に関わる判定業務は大きな割合を占めている。

### 心理診断

心理診断は、援助の方針・内容を定めるために子どもとの面接や行動観察、心理検査に加え、保護者との面接等の結果等を総合して行うものである。効果的な支援を行うためには的確なアセスメントが重要である。

## 【令和4年度児童心理司関与件数】

### ア 相談別関与件数

(単位：件)

	心理診断 件数	養護相談 (被虐待)	保健相談	障害相談	ことばの 遅れ	非行	育成	その他
新規 児童数	607	273 (238)	0	265	0	36	33	0
延児童数	3,786	2,337 (1,853)	0	598	0	595	251	5
延人員数	6,571	4,208 (3,391)	0	1,167	0	854	335	7

延人員数 児童及び保護者の延人数

### イ 診断指導別回数

(単位：回)

診断 <sup>1</sup>	4,330
指導 <sup>2</sup>	6,105

1 知能検査、発達検査、問診、観察等

2 助言、治療指導、愛の手帳判定等

### 心理ケア

心理ケアは、心理診断に基づいて様々な技法を用いた個別カウンセリングによる継続的支援を行い、子どもの心理的課題や親子関係の改善を図ることである。その方法は、原則として子どもや保護者を定期的に児童相談所へ通所させ、継続的な面接等を行うものである。児童心理司は一人当たり約20ケースを担当し、ケースの状況に応じた方法で定期的な心理面接を実施している。施設措置ケースにおいても施設心理士と連携を図り、児童相談所への通所もしくは施設訪問により同様に行っている。加えて効果が期待できると思われるケースには、P C I T (親子相互交流療法)、親子グループ、メンタルフレンドの活用、東京都児童相談センター治療指導事業等も適宜活用した継続的支援を行っている。

#### ア P C I T (親子相互交流療法)

虐待によるトラウマや落ち着きのなさ等の行動がある幼児期の子どもと、育児に悩む養育者の両者に対し、親子の相互交流を深め、親子関係改善に向けて働きかけるために行っている。

【令和4年度実績】

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度
件数	4	6	7
在宅指導 ケース	3	5	4
施設措置 ケース	1	1	1
里親委託 ケース	0	0	2

イ 親子グループ

適切な親子関係の構築に向けて、在宅指導ケース・施設措置ケースを対象に養育者には子育てスキルの向上、子どもには感情統制のスキルの獲得を目的に、グループ活動による援助を行っている。

なお、令和4年度より「親子グループ」とは別に養育者のみを対象とした「親グループ」も試行した。

【令和4年度実績】

親子グループ

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度
親子グループ	2	6	3
在宅指導 ケース	0	3	2
施設措置 ケース	2	3	1
里親委託 ケース	0	0	0
回数等	1クール 全4回	1クール 全4回	1クール 全7回

< 活動の具体例 >

前半：親グループはCARE<sup>1</sup>プログラム、子グループはセカンドステップ<sup>2</sup>を実施。

後半：親子活動でそれぞれの学びを実践。



## 親グループ

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度 (試行)
親グループ			3
在宅指導 ケース			2
施設措置 ケース			1
里親委託 ケース			0
回数等			2クール 全4回

### <活動の具体例>

#### CAREの学習及びロールプレイ

- 1 CARE：子どもとよりよい関係を築くための養育スキルを体験的に学ぶプログラム。
- 2 セカンドステップ：子どものセルフコントロールと社会的な感情的能力を発達させるためのプログラム。

#### ウ メンタルフレンドによる支援

不登校や引きこもり等様々な社会的不適応を示し、家に閉じこもりがちな子どもに、お兄さんまたはお姉さんの世代にあたるボランティアをメンタルフレンドとして関わってもらい、子どもとの話や遊び、お菓子作り、工作等を通して子どもの自主性や社会性を高めるための援助を行っている。

#### 【令和4年度実績】

3件(在宅指導ケース) 延べ37回

#### 愛の手帳判定に関する業務

東京都愛の手帳交付要綱に基づき、18歳未満の子どもに対して愛の手帳の申請受付と判定業務を行っている。なお、愛の手帳についての医学診断は、非常勤医師が行っている。

区児童相談所が児童の判定を行い、当該結果について東京都への進達を行っている。

#### 【令和4年度実績】

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度	増減
心理判定数	188	220	239	19
医学診断数	174	211	224	13
手帳交付数	171	183	201	18

### 東京都児童相談センター治療指導事業等の活用

区児童相談所は、開設に伴い東京都児童相談センターの持つ事業のうち、東京都全域を対象とする「治療指導事業」及び「家族再統合のための援助事業」について協定書を締結し、援助のひとつとして活用している。

「治療指導事業」は、家庭、学校、児童養護施設等において様々な不適応行動を示す子どもについて、子どもの心身の健全な成長発達を援助する事業である。

「家族再統合のための援助事業」は、被虐待を理由に児童養護施設等に入所中または養育家庭に委託中の子ども及びその保護者等に、家族再統合を図ることに加え、子どもと家族等との関係性の改善、子どもへの虐待の再発防止を目指してグループ心理療法等のプログラムを実施している事業である。なお、区児童相談所では、適切な親子関係の構築に向けて養育家庭に委託中のケース及び施設措置ケースの保護者に対しては子育てスキルの向上と、子どもに対しては感情統制のスキル獲得を目的としてグループ活動による援助を行っているため、当該事業への参加実績はない状況となっている。

#### 【令和4年度実績】

治療指導事業 5件(在宅指導ケース1件、施設措置ケース4件)

家族再統合のための援助事業 0件

#### (4) 保健師の活動状況

保健師は、保健、医療、育児に関する専門性を活かし、児童の健康及び心身の発育・発達に関するアセスメントや保健相談及び指導の実施、保護者の医療面や児童虐待に関するリスクアセスメントに基づく必要な保健、医療、育児面の相談支援のほか、医療機関、保健機関（地域母子保健、精神保健等）との連絡・調整、子ども虐待防止対策、地域支援体制充実のための地域関係機関との連携業務などを行っている。

##### 【令和4年度個別援助活動状況】

（単位：延人数）

	2年度	3年度	4年度	感染症	精神保健福祉	依存症	児童・思春期	心の健康づくり	一般精神	その他	心身障害	長期療養児	成人疾患	その他の疾患(難病含む)	妊産婦	乳児	幼児	その他(小学生以上)	(再掲)虐待	増減
家庭訪問	480	365	445	3	250	18	114	68	50	0	18	0	0	26	9	84	35	20	269	80
面接相談	135	68	78	1	60	0	32	12	16	0	0	0	6	0	0	2	5	4	49	10
電話相談	25	13	14	6	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	13	1
その他 文書等の相談	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2
個別に関わる関係機関連絡及び連携	1,284	1,195	1,590	129	655	3	467	70	114	1	50	0	11	42	29	316	292	66	884	395
保健関係	445	396	560	51	149	3	33	48	64	1	3	0	0	0	20	175	146	16	200	164
医療関係	504	540	689	50	357	0	312	14	31	0	33	0	8	19	3	90	84	45	490	149
福祉関係	290	240	326	28	145	0	119	8	18	0	4	0	3	22	6	51	62	5	181	86
その他	45	19	15	0	4	0	3	0	1	0	10	0	0	1	0	0	0	0	13	4

「令和4年度保健師業務年報（東京都福祉保健局）」より再編

令和4年度は、開設3年目となり保健師の役割が浸透し活用が進んでいる。家庭訪問数や関係機関連絡（保健・医療・福祉）数は増加している。家庭訪問の対象種別としては、精神保健福祉の児童・思春期が最も多く114件、次いで乳児が84件であった。関係機関連絡のうち、「保健関係」は新型コロナウイルス感染症関連で保健所との連絡調整や地域保健への丁寧なつなぎにより増加した。また、「医療関係」は、児童の精神的不調での精神科受診、入院調整および婦人科受診調整等が必要な児童が多かったためと思われる。「福祉関係」は、生活の場である乳児院や一時保護所等での日々の病状の聞き取りや医療情報のフィードバックのため増加した。

家庭訪問には、一時保護所や乳児院、同居人届出家庭（児童福祉法第30条）、医療機関、児童養護施設等への訪問も含まれる。

##### 医療機関との連携

令和2年度より子どもの虐待防止対策、地域支援体制充実のため区内の二次救急医療機関<sup>1</sup>と、近隣区・市の医療機関の巡回を実施し、区児童相談所開設の周知と各医療機関の子どもの虐待対応院内組織（CPT<sup>2</sup>）の設置状況有無の確認を行い、虐待が疑われる児童を把握した際の院内体制の確認と課題の共有を行ってきている。

令和4年度は、その顔の見える関係のもとに個別ケース対応を通じて、更なる連携強化を図った。また、新たな児童・思春期精神科や婦人科、小児科等の医療機関とも連携を図った。

国立成育医療研究センターとは令和2年度より性的虐待・性被害等や自傷行為である性非行等の児童に行われる「系統的全身診察<sup>3</sup>」にかかる「覚書」を締結し、必要な児童は診察につないでいる。

また身体的虐待が疑われる外傷等がある児童についても系統的全身診察を活用した。

【令和4年度実績】

性被害等2件 身体外傷等4件

- 1 二次救急医療機関：入院治療及び専門外来医療を提供する医療機関。
- 2 CPT：Child Protection Team（医療機関によってCAPSやSCANなど、様々な呼称がある。）
- 3 系統的全身診察：性的虐待を受けた児童又は強く疑われる児童の診察で、虐待被害児診察技術研修を受講した医師により行われる。

セカンドオピニオン

児童虐待が疑われる傷病等のある援助困難ケースについて、医学的知見を得ることにより、児童相談所における虐待の評価や迅速かつ適切な相談援助業務の実施を図るため、東京都児童相談所協力医師制度等を利用しセカンドオピニオンを実施した。

【令和4年度実績】

3件（頭部外傷2件、外傷1件）

子ども家庭支援課兼務保健師との連携

令和元年度より子ども家庭支援センターに健康づくり課との兼務保健師を配置し、母子保健との連携の強化を図っている。令和2年度より児童相談所保健師も子ども家庭支援課保健師業務連絡会のメンバーとなり、保健師間の情報共有・役割の理解を深めている。

【令和4年度実績】

子ども家庭支援課保健師業務連絡会 全4回中3回参加

東京都中部西南ブロック子どもの自殺防止対策の関係者会議<sup>1</sup>への参加

自殺ハイリスク者である子どもの自殺企図者をケアし、自殺再企図を防ぐための医療・保健・福祉・教育などが連携した地域介入プログラム小児科医療版 ACTION-J<sup>2</sup>を実践することで、子どもの自殺再企図を防ぐシステムを構築することを目的として、国立成育医療研究センター児童精神科医師が企画している研究事業に参加し事例検討による課題抽出や各関係機関ができること等の話し合いを行っている。

【令和4年度実績】

11回 参加

- 1 令和3年8月から毎月1回参加。参加機関は目黒区、世田谷区、渋谷区の3区に関連する行政機関（児童相談所、子ども家庭支援センター、保健所、教育委員会等）及び医療機関
- 2 ACTION-J：救急搬送され入院となった自殺未遂者に対するケースマネジメント（心理教育や受療支援、背景にある問題解決のための社会資源利用など）の自殺企図再発予防効果を検証する自殺対策の研究

一時保護所看護師との連携

毎月1回の児童相談所の医療職担当者会（医師、一時保護所看護師、児童相談所保健師）において、情報交換や保健・医療面の課題（入所児童の健康診断等）を共有し対応策を検討している。

【令和4年度実績】

医療職担当者会 11回実施

## (5) 医師の活動状況

児童相談所の医学診察は非常勤医師及び業務委託により実施し、一時保護児童の健康診断、子どもや保護者等に対する問診等による医学診断、及び児童相談所職員への医学的助言等を行っている。また、親子関係の評価や精密な精神科学的評価及び心理学的評価等についての必要性が判断された場合は、通院による医学評価業務を行っている。

児童相談所または一時保護所での勤務体制

3名の医師が月に20日程度(一日当たり4時間～8時間)児童相談所または一時保護所において医学的業務を実施している。

主な業務内容

ア 児童相談所または一時保護所で実施する医学的評価

- ・子どもや保護者等に対する問診等による医学診断、及び児童相談所職員への医学的助言等
- ・援助方針会議、個別カンファレンス等での事案にかかる児童相談所職員等への医学的助言
- ・一時保護所へ入所する子どもの健康診断及び入所している子どもの健康チェック

イ 通院により実施する医学的評価

- ・親子関係の評価や精密な精神科学的評価及び心理学的評価等

【令和4年度実績】

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度	増減
医学診断	45	48	55	7
通院による 医学評価業務	6	8	4	4

## (6) 弁護士活動状況

弁護士相談の勤務体制

2名の弁護士に業務委託をしており、1名につき、原則月に4日(一日当たり4時間)児童相談所において相談業務を実施している。また、弁護士が児童相談所に出勤していない日の法的助言・指導を求める場合は、電話等を用いている。

業務内容

- ・児童相談所業務に関して、法的な専門的見地から児童相談所職員への助言、指導に関する事及び対外的な対応に関する事。
- ・措置や一時保護されている子どもへの支援等に関する法的助言。
- ・児童相談所職員の法的対応力向上のための研修の実施。

## 相談の実際

相談内容としては、「非親権者への対応」「一時保護中の児童と保護者との面会の持ち方」「医療ネグレクトケースの対応」「家庭裁判所への回答」「審査請求への対応」等、多岐に渡っている。また、月1回程度、援助方針会議に出席し、主には一時保護児童や保護者の養育状況等を把握したうえで、法的対応が必要となるケース等について助言をしている。困難ケースにおいては、丁寧かつ専門的な対応を継続的に行うことも多く、出勤日以外での電話等による助言・指導が増加している。

児童相談所職員への助言以外では、必要に応じて保護者面接に同席し、法的見地から保護者に対する説明を行っている。

児童福祉法（以下、「法」という。）第28条の、保護者が同意しない措置の申立てや親権喪失または停止の審判、法第33条第5項の、引き続いての一時保護の承認の申立てやこれらに関する審問期日及び口頭弁論出廷、審判にかかる抗告等に対する資料作成等に関する業務については、代理人契約として委任している。

### 【令和4年度実績】

（単位：件）

	2年度	3年度	4年度	増減
弁護士相談	153	184	295	111
所内相談	143	150	153	3
電話相談	10	34	142	108
法第28条 <sup>1</sup> 申立契約	7	4	1	3
新規申立	3	1	1	0
更新申立	2	3	0	3
新規申立予定	2	0	0	0
法第33条 <sup>2</sup> 申立契約	5	2	2	0

- 1 児童福祉法第28条...保護者が児童を虐待するなど児童の福祉を害する場合において、児童を児童福祉施設に入所させるなどの措置をとる際に保護者が同意しない場合、都道府県知事または児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所がその措置をとることを承認する審判を行う手続き。
- 2 児童福祉法第33条第5項...一時保護の期間が2か月を超え、かつ親権者の意思に反して一時保護を継続する場合、都道府県知事または児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所がその措置をとることを承認する審判を行う手続き。

**(7) 区の一時保護の状況**

令和4年度における区の一時保護は、155人となっており、令和3年度より32人増加した。増加した原因としては、中学生年齢(12歳~14歳)の女兒の保護件数の増加<sup>1</sup>や同一児童の再保護回数の増加<sup>2</sup>等があげられる。

**【区の子童の一時保護の件数】**

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年1月	2月	3月	計
新規保護児童数	145	123	16	11	12	9	9	16	13	9	12	15	15	18	155
保護解除児童数	131	127	11	13	13	4	16	8	17	13	10	11	6	23	145
月末時点の保護児童数(前月増減)	25	21	26(+5)	24(-2)	23(-1)	28(+5)	21(-7)	29(+8)	25(-4)	21(-4)	23(+2)	27(+4)	36(+9)	31(-5)	-

1 中学生年齢女兒の保護件数: 令和3年度 12人 令和4年度 27人

2 同一児童の再保護回数: 令和3年度 10人15回 令和4年度 15人25回

**【区の子童の一時保護の方法】**

(単位:人)

	児童数
新規保護(令和4年度計)	155
うち区の一時保護所での保護	129
その他	26

**【区の子童の一時保護の理由】**

(単位:人)

	児童数
被虐待	98
養育困難	33
非行	23
その他	1
合計	155

令和4年度中に新規保護(保護先の変更は含まない。保護解除後の再保護は含む。)した区の子童の内訳を計上している(保護時点における保護の方法・理由について計上している)。

**【参考:区の一時保護所の入所状況】**

(単位:人)

	区の子童	他自治体の児童	合計
幼児(2歳~5歳)	12	1	13
学齢男子	69	7	76
学齢女子	48	2	50
合計	129	10	139

令和4年度中の保護人数を計上

### ( 8 ) 一時保護委託の児童数

令和 4 年度における一時保護委託児童数は 26 人となっている。

#### 【乳幼児・学齢児別一時保護委託の件数】

( 単位 : 人 )

	令和 4 年度の 一時保護委託 児童合計	うち他自治体の 一時保護所への 保護委託	うち乳児院への 保護委託	うち里親への 保護委託	その他施設 ( 医 療機関等 ) への 保護委託
乳幼児	12	0	10	0	2
学齢児	14	5	0	3	6
合計	26	5	10	3	8

東京都と児童相談所を開設した特別区間において協定を締結し、保護児童の定員を超過した場合や居住地と離れて保護する必要がある場合、一時保護所内で感染症が発生した場合等に、必要に応じて自治体間の一時保護所を相互利用できることとしている。



## 5 社会的養護の状況

社会的養護とは、親の死亡や虐待または児童の心身状況から家庭での養育が困難になったなど、保護者・児童の一方または双方の理由により、家庭による養育ではなく、施設や里親により養育を行うことである。

### (1) 社会的養護のもとで育つ児童数

令和5年3月31日現在、施設や里親等へ入所措置・養育委託されている区の児童は126人となっている。

#### 【施設種別ごとの措置状況 内訳（障害児入所施設の契約含む）】

3月31日現在の児童数は、同日付で退所した児童を含めない。 (単位：人)

	令和4年 3月31日現在	令和4年度 新規入所者数	令和4年度 退所者数	令和5年 3月31日現在	令和4年度 新規延長数	令和5年 3月31日時点
児童養護施設 <sup>1</sup>	70	11	21	60	6	3
乳児院 <sup>2</sup>	10	4	6	8	0	0
里親	23	8	8	23	4	1
ファミリーホーム <sup>3</sup>	2	1	1	2	0	0
児童自立支援施設 <sup>4</sup>	5	6	5	6	1	0
自立援助ホーム <sup>5</sup>	4	4	3	5	4	4
障害児 入所施設 <sup>6</sup>	契約入所	16	2	4	14	4
	措置入所	9	1	3	7	3
児童心理治療施設 <sup>7</sup>	0	1	0	1	0	0
合計	139	38	51	126	22	10

#### 1 児童養護施設

保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要がある場合には、乳児を含む。以下同じ）虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

#### 2 乳児院

おおむね2歳未満で保護者のいない乳幼児及び保護者による養育が困難又は不適当な乳幼児を養育する施設。

#### 3 ファミリーホーム

小規模住居型児童養育事業。一定の要件を備えた養育者の住居において、5人または6人の要保護児童を、子ども同士の相互作用を活かしつつ家庭的な環境のもとで養育する制度。

#### 4 児童自立支援施設

不良行為を行い、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、生活指導、学習指導、職業指導等を通じて心身の健全な育成及び自立支援を図る児童福祉施設。

#### 5 自立援助ホーム

義務教育を終了した20歳未満の者であって、児童養護施設等を退所した者又はその他の都道府県知事等が必要と認めたものに対し、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設。

#### 6 障害児入所施設

心身に障害のある18歳未満の児童を対象とし、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与や治療を行う施設。

#### 7 児童心理治療施設

心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う施設。

## 【退所者内訳】

(単位：人)

	相談種類						計
	養護		障害	非行	育成	保健・その他	
	被虐待	その他					
家庭復帰	8	3	0	2	0	0	13
社会的自立 <sup>1</sup>	6	2	0	1	0	0	9
その他 <sup>2</sup>	13	9	3	4	0	0	29
合計	27	14	3	7	0	0	51

1 社会的自立：進学、就職など（家庭に戻らず、親族とも生活をともにしないが社会的に自立できた場合）

2 その他：措置変更、移管、縁組成立など

## (2) 里親等の状況

### 里親制度

里親制度は、児童福祉法に基づく制度で、親の離婚や疾病等の事情により家庭で生活できない児童や、親による虐待等により家庭で生活することが望ましくない児童を家庭に代わって公的に養育する社会的養護のひとつである。里親には以下の4種類の里親がある。

- ・養育家庭：養子縁組を目的とせず、様々な事情で実家庭を離れて暮らす子どもを一定期間養育する里親。
- ・専門養育家庭：専門的なケアを必要とする子どもを一定期間養育する里親。
- ・親族里親：両親が様々な事情で養育できない場合、その子どもの扶養義務者である親族が里親となり、養育すること。
- ・養子縁組里親：養子縁組を目的とする里親。養子縁組が成立するまでの期間、里親として子どもを養育すること。

また、養育家庭等で一定経験のある方が、事業届出のうえ、養育者の住居で5人または6人の子どもを養育するファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)がある。

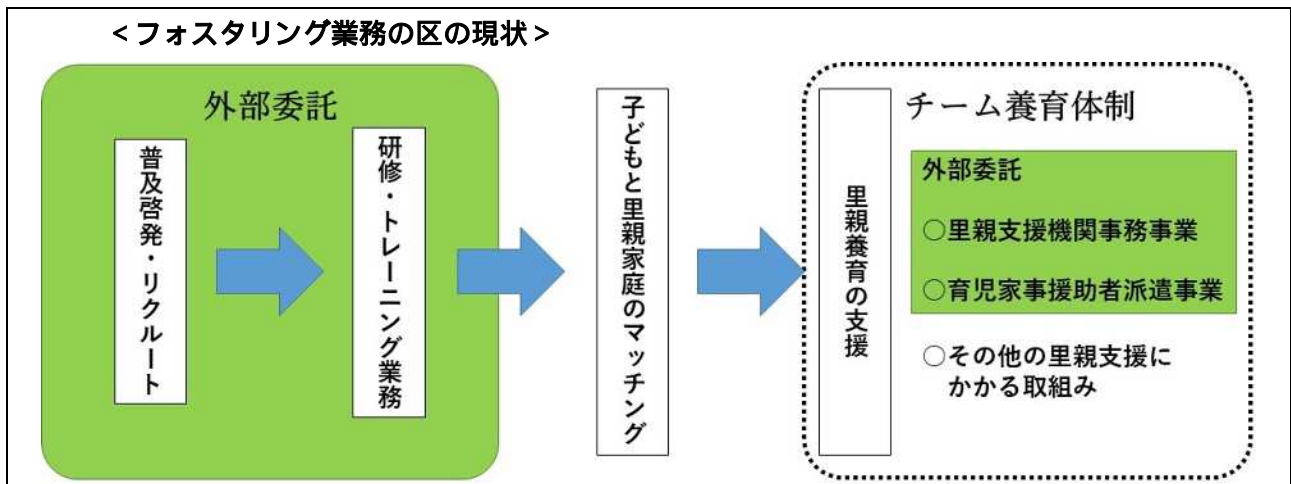
### 区における里親支援に関する業務(フォスタリング業務)の体制

#### ア 現状

フォスタリング業務は、里親制度を一層推進するため、里親制度の普及啓発、里親の養育力向上や里親委託を推進するなどの以下の業務を総合的に実施するものである。

- ・里親制度の普及啓発による里親開拓(リクルート)及びアセスメント
- ・里親登録前・登録後及び児童委託後の研修・トレーニング
- ・委託候補児童と里親家庭のマッチング
- ・未委託期間中から委託解除後のフォローまでを含めた里親養育への支援

区では、以下のような体制で里親支援に関する業務を行っている。



イ 令和5年度からの包括的なフォスタリング業務

令和3年度に児童福祉審議会で行った「新たなフォスタリング業務委託のあり方」についての検討結果を踏まえ、令和5年度からフォスタリング業務を包括的に委託し、里親支援のさらなる充実を図っていく。

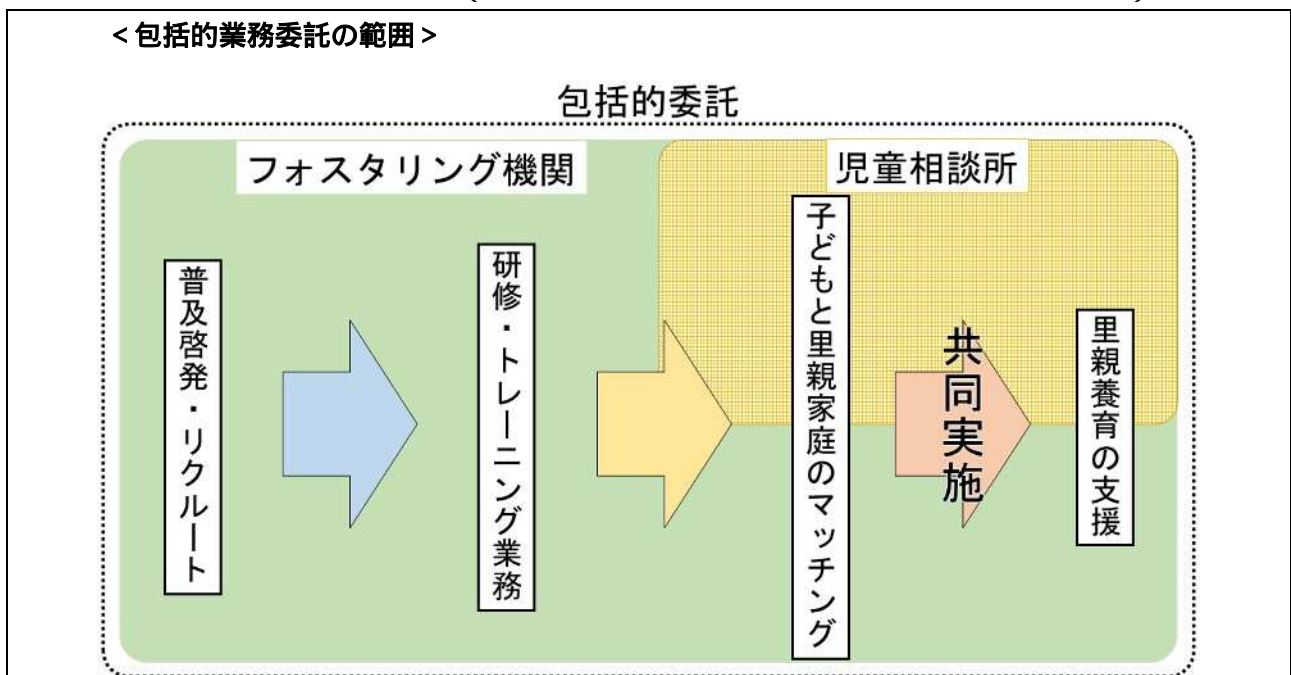
(包括的業務委託による新たな取組み)

- ・候補里親の選定にフォスタリング機関も関わり、より適切なマッチングの実現を目指す。
- ・フォスタリング機関が里親からの一義的な相談窓口となり、土日夜間の相談体制を整える。

【相談受付時間】土日祝日： 9時00分から17時00分

平日夜間：17時15分から21時00分

委託先：東京育成園（フォスターホームサポートセンターともがき）



### (3) 里親支援業務の取組み状況

「普及啓発・リクルート業務」「研修・トレーニング業務」

事業内容：令和2年度から、フォスタリング業務のうち、「普及啓発・リクルート業務」及び「研修・トレーニング業務」について一元的に外部委託し実施している。

委託先：東京育成園（フォスターホームサポートセンターともがき）

#### 【令和4年度実績】

##### ア 相談受付

		2年度	3年度	4年度	増減
相談	電話	57件	34件	24件	10
	来所	6件	1件	5件	4
	インターネット	30件	41件	41件	0
登録手続き	インテーク面接	36件	30件	45件	15
	申請受付	19件	24件	21件	3
	実習同行 実習同行（認定前研修・専門養育家庭研修）	25件	24件	17件	7
	施設見学（登録更新研修）	3件	3件	4件	1
家庭訪問	新規認定前訪問（同行）	12家庭	19家庭	20家庭	1
	更新訪問（同行）	14家庭	18家庭	22家庭	4
	トレーニング	7家庭	21家庭	37家庭	16
	リクルート	1家庭	8家庭	6家庭	2
関係機関訪問	トレーニング	2件	6件	10件	4

##### イ 研修・トレーニング業務

			4年度
研修	認定前研修	座学	16家庭 (32人)
		実習1日目	18家庭 (32人)
		実習2日目	18家庭 (32人)
	登録後研修（実習なし）		19家庭 (35人)
	受託後研修（実習なし）		9家庭 (13人)
	登録更新研修	座学	24家庭 (48人)
		施設見学	12家庭 (18人)
	乳児委託研修	座学	21家庭 (41人)
		演習	21家庭 (41人)
	専門養育家庭更新時研修		0家庭 (0人)
	フォローアップ研修		52家庭 (69人)
	オレンジプログラム		11家庭 (14人)
	トレーニング	実習同行	26家庭 (45人)

#### オレンジプログラム

親子関係を良くし、子育てのストレスを軽減させることを目的とした、子どもへの「言葉かけ」や「行動への対処の仕方」をデモンストレーションやロールプレイなどで体験的に学ぶプログラム。

## ウ 普及啓発

公式LINEアカウント「世田谷の里親相談室 SETA - OYA」による情報発信  
令和3年6月より、LINEを活用した里親情報の発信を行っている。

### 里親カフェの開催

里親に関心のある方を対象として、実際に子どもの養育経験がある里親を招いてお話を聞く座談会を開催。

令和4年6月15日(水)：「中高生養育編」

令和4年10月23日(日)：「養育家庭編」

### イベント等による普及啓発

- ・「世田谷区子どもの虐待防止推進講演会&養育家庭体験発表会」の開催  
児童虐待、虐待を受けた子どもについて考える機会とするとともに、養育家庭についての理解を促進し新たな担い手づくりに寄与することを目的に、一般区民向けの講演会を開催。

令和4年11月1日(火)北沢タウンホール

参加者数：会場152人、オンライン39人

- ・「あおぞらマーケット」の開催

里親家庭を舞台にした映画の上映会や写真展、里親カフェを開催。

令和4年10月23日(日)BONUS TRACK

- ・トークイベント「里親・施設でのこどもの暮らし」の開催

令和5年3月10日(金)Café MUJI 二子玉川

- ・区立中央図書館にて里親制度に関する書籍コーナー設置

令和4年10月21日(金)～11月23日(水)

- ・「三茶パティオ」の歩行者専用地下道でのポスター掲示

令和4年10月17日(月)～11月30日(水)

### 里親支援機関事務事業

事業内容：里親委託をより一層推進するため、里親家庭への訪問等による相談支援、里親同士の相互交流、里子の自立支援などの業務を行う。

委託先：東京公認心理師協会

【令和4年度実績】

(単位：回)

		2年度	3年度	4年度	増減	
訪問支援等	里親カウンセリング (電話相談含む)	11	14	3	11	
	未委託家庭への定期巡回訪問	16	2	0	2	
里親の相互交流 (里親サロン)	養子縁組里親	4	1	8	7	
	養育家庭	5	5	4	1	
自立支援計画書の作成補助	家庭訪問及び自立支援計画第二片素案作成	養育家庭	12	8	6	2
		専門養育家庭	0	0	0	0
	家庭訪問及び自立支援計画第二片修正	養育家庭	20	17	27	10
		専門養育家庭	0	0	0	0
一時保護委託の支援		12	2	0	2	
自立支援に向けた相談援助 (解除後支援)	里親子への情報提供・相談支援	12	39	49	10	
	再進学または就労支援	0	0	0	0	
	措置解除児童に関する相談援助 (アフターケア)	4	8	59	51	

育児家事援助者派遣事業

事業内容：育児家事援助者の派遣による養育援助や家事などの生活援助を行うことにより、里親養育の安定を図る。

委託先：NPO法人 バディチーム

【令和4年度実績】

派遣回数 52回 派遣時間 119時間

その他の里親支援にかかる取組み状況

ア 里親支援専門相談員

福音寮、東京育成園、カリタスの園つぼみの寮にそれぞれ配置されている里親支援専門相談員が、新規委託フォローアップ訪問、定期巡回訪問を実施し、里親子の状況に応じて、養育に関する助言等を行っている。また、乳児院及び児童養護施設に入所している児童が里親委託となる際は、長期外泊前のカンファレンスから参加し、支援にあたっている。

【令和4年度実績】

フォローアップ訪問 33回 定期巡回訪問 42回

イ 地域と連携した取組み

里親が地域の関係機関とつながり、適切な支援を受けることで、里子の健全な成長を目指すこと、また、職員、地域の関係機関が里親制度や地域で生活する里親子について理解を深める機会とすることを目的とした里親応援ミーティングを実施している。令和4年度は7回開催した。委託前後のタイミングで里親子と関係機関が顔の見える関係を作り、その後の連携のとりやすさに繋がっている。

また、地域の子育て支援者や、大学などへの制度説明等のほか、おでかけひろばや保育園などでの里親トレーニングの実施、地域子育て支援コーディネーターと里親の交流、緊急保育による受入れなど、様々な形で地域の関係機関等との連携による里親子の支援に取り組んだ。

#### (4) 養育家庭の登録数及び委託児童数

令和5年3月31日現在の区内の養育家庭の登録数は64家庭となっている。  
委託児童数は29人となっており、うち区の委託児童数は13人となっている。

	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日現在
養育家庭登録数	50家庭 (区の児童7人)	53家庭 (区の児童11人)	64家庭 (区の児童13人)
うち専門養育家庭登録数	1家庭 (区の児童0人)	1家庭 (区の児童0人)	2家庭 (区の児童0人)

区外に登録されている養育家庭へ委託されている区の児童数は10人  
区外に登録されている専門養育家庭へ委託されている区の児童数は0人  
(いずれも令和5年3月31日現在)

#### (5) 里親の新規受託児童数

令和4年度中に、区内里親が新たに受託した児童数は10人となっており、うち区の委託児童数は7人となっている。

(単位：人)

	2年度	3年度	4年度
養育委託	12 (区の児童5)	14 (区の児童6)	10 (区の児童7)
養育家庭	5 (区の児童3)	10 (区の児童6)	6 (区の児童6)
養子縁組里親	7 (区の児童2)	4 (区の児童0)	4 (区の児童1)
一時保護委託	15 (区の児童15)	10 (区の児童8)	9 (区の児童9)

#### (6) ファミリーホーム設置数及び委託児童数

令和5年3月31日現在、区内にはファミリーホームが2ホーム設置されている。  
委託児童数は8人となっており、うち区の委託児童数は1人となっている。

区内2ホームのうち養育家庭移行型ファミリーホームが1ホーム、法人型ファミリーホームが1ホームとなっている。

	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日現在
設置数	2ホーム (区の児童0人)	2ホーム (区の児童1人)	2ホーム (区の児童1人)
養育家庭移行型 ファミリーホーム	1ホーム (区の児童0人)	1ホーム (区の児童0人)	1ホーム (区の児童0人)
法人型 ファミリーホーム	1ホーム (区の児童0人)	1ホーム (区の児童1人)	1ホーム (区の児童1人)

(7) 里親等委託率の現状

令和5年3月31日現在、区における里親等委託率は26.9%となっている。

(単位：%)

	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日現在
里親等委託率	21.3	23.8	26.9

< 里親等委託率の算出方法 >

養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 【A】

---

児童養護施設入所児童数+乳児院入所児童数+養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 【B】 = 里親等委託率

< 算出式 >

$$\frac{23人 + 2人}{60人 + 8人 + 23人 + 2人} = \frac{25人【A】}{93人【B】} = 26.9\%$$

養育家庭や施設等へ養育委託・入所措置されている区の児童(93人【B】)の内訳

	児童数 (カッコ内の数字は区内の養育家庭や施設等に委託・措置されている児童の内数)	
児童養護施設	60人	(14人)
乳児院	8人	(0人)
養育家庭等	23人	(13人)
ファミリーホーム	2人	(1人)
合計	93人【B】	(28人)

養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数  
**25人【A】**

【参考：全国・東京都における里親等委託率】

(単位：%)

	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日現在
東京都	15.6	16.6	16.8
全国平均	21.5	22.8	23.5

(出典：「東京都社会的養育推進計画」、「厚生労働省里親制度(資料集)」)

こども家庭庁ホームページ「社会的養育の推進に向けて」より抜粋)



**(8) 養子縁組里親の登録と特別養子縁組<sup>1</sup>の現状**

令和5年3月31日現在、区児童相談所に養子縁組里親として登録された家庭は、48家庭となっている。

(単位：家庭)

	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日現在
養子縁組里親登録数	44	48	48

令和4年度における特別養子縁組の成立数のうち、区児童相談所が関与した区の児童の特別養子縁組の成立数<sup>2</sup>は2件となっている。

**【令和4年度の特別養子縁組成立数】** (単位：人)

	区の児童	区外の児童
区内の養子縁組里親	1	3
区外の養子縁組里親	1	

1 特別養子縁組制度の概要

- ・子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。
- ・「特別養子縁組」は、養親になることを望む夫婦の請求に対し、要件（実親の同意・養親の年齢・養子の年齢・半年間の監護）を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受けることで成立する。

2 特別養子縁組の区児童相談所の関与

- ・特別養子縁組を仲介する機関は、行政機関である児童相談所のほか、民間のあっせん機関（医療機関を含む）がある。
- ・区が把握する特別養子縁組の成立件数は、区児童相談所が仲介し、縁組が成立した件数となる。区児童相談所は、ネウボラ・チームによる「妊娠期面接」等による特別養子縁組を必要とする事例の把握に努め、東京都と連携した早期の特別養子縁組成立に取り組んでいる。

**【参考】東京都による新生児委託推進事業の概要（平成29年7月より実施）**

- ・家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に里親子を結び付けられるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修や新生児と養子縁組里親の交流支援を行うことにより、新生児委託を推進する（子どもの乳児院入所と同時期から里親との交流の開始など）。
- ・都道府県等の許可を受け活動している民間の事業者は、全国に24団体（令和5年4月1日現在）あり、生みの親と暮らせない子どもと育ての親になりたい夫婦をマッチングし、様々なサポートを行っている。

## (9) 児童養護施設の状況

児童養護施設の入所児童数

令和5年3月31日現在、区内にある児童養護施設<sup>1</sup>の入所児童数は、児童養護施設(本園)46人、グループホーム<sup>2</sup>47人、合計で93人となっている。

- 1 区内にある児童養護施設の令和5年3月31日現在の定員数：112人(本園2施設、グループホーム12施設)
- 2 グループホーム：児童養護施設から独立した家屋において、要保護児童を少人数で養育する形態。

(単位：人)

区分	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日現在
入所児童数	95 (うち区の児童10)	95 (うち区の児童13)	93 (うち区の児童14)
児童養護施設(本園)	46 (うち区の児童2)	49 (うち区の児童6)	46 (うち区の児童9)
グループホーム	49 (うち区の児童8)	46 (うち区の児童7)	47 (うち区の児童5)

児童養護施設の小規模かつ地域分散化の状況

児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進に取り組んでいる。

小規模かつ地域分散化：本体施設の養育単位(ユニット)を小さくし、小規模グループケアとするとともに、地域のグループホームを増やしていくこと。

### 【区内児童養護施設における小規模かつ地域分散化の状況】

		令和4年3月31日現在	令和5年3月31日現在
本体ユニット (ユニット)	6人以上定員	8ユニット	8ユニット
	4～5人定員	-	-
	定員数	52人	52人
グループホーム	6人以上定員	9か所	6か所
	4～5人定員	1か所	6か所
	定員数	58人	60人
合計定員数		110人	112人

### 【参考】個別的ケアが必要な児童の入所状況

区内にある児童養護施設に入所している児童99人(令和5年3月1日時点)のうち、個別的ケアが必要な児童の人数は73人となっており、その割合は73.7%となっている。

個別的なケアが必要な児童：反社会的行為、非社会的行為を行う児童や、精神・発達のな問題、情緒的な問題、健康上の問題がある児童など、安心して生活ができるよう生活面・心理面で個別的な対応を必要とする児童。

## 6 進路状況

令和5年3月に中学校を卒業した区の児童の高等学校等進学率は100%となっている。また、令和5年3月における区の児童の大学等進学率は、児童養護施設が85.7%、児童自立支援施設が0%、里親・ファミリーホームが100%となっている。

### 【中学校卒業児童】 3月中退所児童含む

	令和5年3月 中学校卒業 児童数	進学						就職		その他	
		高校等		専修学校等		合計					
児童養護施設	10人	10人	100.0%	0人	0.0%	10人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
児童自立支援施設	1人	1人	100.0%	0人	0.0%	1人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
里親・ファミリーホーム	4人	4人	100.0%	0人	0.0%	4人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%

### 【高等学校卒業児童】 3月中退所児童含む

	令和5年3月 高等学校 卒業児童数	進学						就職		その他	
		大学等		専修学校等		合計					
児童養護施設	7人	3人	42.9%	3人	42.9%	6人	85.7%	0人	0.0%	1人	14.3%
児童自立支援施設	1人	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	100.0%
里親・ファミリーホーム	2人	1人	50.0%	1人	50.0%	2人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%

## 7 児童養護施設退所者等支援の概要

### (1) 事業概要

児童相談所、区内児童養護施設等と連携しながら、満18歳となり児童養護施設や里親、自立援助ホームを退所する若者等に対して、「住宅支援」「居場所・地域交流支援」「給付型奨学金事業」を実施することにより、最も困難な状況にある若者の社会的自立を支援する。

### (2) 住宅支援

高齢者向け借上げ区営住宅の空室を安価で提供し、児童養護施設等を巣立った若者が地域の中で安定した生活基盤を持てるよう支援する。また、生活サポートとして、児童養護施設職員が月に一度入居者を訪問面談し、学業・就労の状況や共同生活の状況を確認しながら、社会的自立に向けた支援を実施している。

#### 支援内容

- ・2LDK～3DKの住戸に複数名が入居（1人1室）し、共同で生活する。
- ・大学等進学者は所定の修学年限の最終年度末まで、就職者は最長2年間入居が可能。

#### 【住宅支援利用実績】

	4年度
利用住戸	4住戸（全5住戸）
利用者数	7人（定員13人）

### (3) 居場所・地域交流支援

退所者等が、地域の中で身近に相談できる仲間や大人たちと交流する場、自分の好きなように寛いで過ごすことのできる居場所として、区内2か所で実施。

#### 【延べ利用人数】

（単位：人）

	2年度	3年度	4年度
岡'sキッチン	97 (38)	131 (50)	131 (48)
シモキタトナリ	67 (30)	104 (59)	105 (46)

令和2年度4、5月は新型コロナウイルス感染症の影響により中止  
かっこ内は利用者のうち退所者数内数

#### (4) 給付型奨学金事業

児童養護施設・里親のもとを巣立ち大学等へ進学する若者に、寄附を原資とする奨学金を給付し、学業と生活を両立させながら社会的自立を図ることのできるよう支援する。

##### 【奨学金給付実績】

	2年度	3年度	4年度
給付者数	7人	8人	15人
給付金額	1,608,306円	2,255,776円	6,980,305円

##### 【寄附実績】

	2年度	3年度	4年度
寄附件数	386件	326件	424件
寄附金額	69,493,399円	31,123,916円	23,200,271円

#### (5) 令和4年度の拡充内容

社会情勢の急激な変化等により退所者等の自立がさらに困難さを増しているため、令和4年度より以下のとおり給付型奨学金の拡充を行った。

- ・授業料・施設費等の給付上限額の引上げ（年額50万円に引上げ）
- ・給付対象年齢の引上げ（大学等に進学する前年度の3月末時点で30歳未満まで）
- ・給付対象者の拡大（過去に当奨学金の給付を受け、大学等を卒業（中退含む）したことがある場合含む）
- ・パソコン購入費用（上限10万円）の支給
- ・就学継続支援費（月額3万円）の支給
- ・支給対象経費の拡大（専攻に関わらず資格取得費等の経費も支給対象）

#### (6) 令和5年度からの拡充内容

令和3年度から4年度にかけて「世田谷区児童養護施設退所者等支援事業検討会」を行い、令和5年度より以下の拡充を実施する。同時に、「児童養護施設退所者等奨学基金条例」を「児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例」に改正し、基金に寄せられた寄附のさらなる活用を図る。

##### 給付型奨学金の拡充

措置延長中や自立援助ホーム入所中などの者も対象とするほか、18歳到達年度末前に退所した者についても、一定の条件のもと対象とする。

#### 資格等取得支援の新規実施

進学・就職の進路選択にかかわらず、就職に役立つ資格等の取得費用（普通自動車第一種運転免許取得は上限30万円、その他資格は上限10万円）を支援する。

#### 家賃支援の新規実施

退所直後の生活の安定を図るため、進学・就職の進路選択にかかわらず、アパート等でひとり暮らしをする退所者等の家賃負担を一定期間軽減する支援（上限月額3万円）を行う。

#### 相談支援事業の新規実施

退所者等の個々の状況に応じた継続的できめ細やかな相談支援を実施し、退所者等の安定した社会的自立を支援する。

## 8 18歳到達児童への支援状況

児童相談所が対象とする子どもは、原則として18歳未満の者となっている。しかし、以下の場合に限って例外規定が設けられており、18歳に達しても引き続き支援を行っている。

18歳以上の成年者の支援にかかる例外規定

- ・ 里親に委託されている子どもの委託の継続及び児童福祉施設等に入所等している子どもの在所期間の延長
- ・ 18歳に達するまでに一時保護（一時保護委託を含む）が行われた子どもの保護期間の延長
- ・ 18歳に達するまでにされた措置に関する承認の申立てに対する審判が確定していない場合または当該申立てに対する承認の審判がなされた後において施設入所等の措置が採られていない場合の一時保護
- ・ 義務教育を終了した子どもまたは子ども以外の満20歳に満たない者の児童自立生活援助の実施

### 【令和4年度実績】

新たに上記例外規定に該当し、支援を継続した児童数 22人

また、上記のほか、「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&Aについて」（令和4年12月27日子発1227第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）において、満18歳以上の者から、親の宗教等の信仰を背景とする課題に関して相談がなされたときにも18歳以上であることをもって消極的な対応をとらないこととする考えが示された。

## 9 子どもの権利擁護

### (1) 児童相談所の第三者評価の実施

子どもの権利擁護機関としての児童相談所が「機能しているところ」や「改善すべきところ」を確認し、児童相談所業務の質の向上を図ることを目的として、令和4年度に外部評価機関による初回の第三者評価を実施した。

#### 【評価方法】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「児童相談所における第三者評価ガイドライン(案)」(令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童相談所の第三者評価に関する調査研究)(以下「ガイドライン」という。)記載の評価項目に従い評価を実施。(全65項目)

なお、評価にあたっては、各所アンケート提出(所内、子ども、子ども家庭支援センター等)、事前準備資料提出(事業概要、研修計画、子どもに対する説明資料等)、実地検査をとおして、各評価項目にかかる評価を受けた。

#### ○ 評価項目の構成(ガイドラインより)

(単位:項目)

構成	評価項目
第 部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先 - 職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行えているか	4
第 部 児童相談所の組織 - 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取り組みが行われているか	8
第 部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 - 虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか	20
第 部 社会的養護で生活する子どもへの支援 - 社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか	14
第 部 社会的養育の推進 - 家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行われているか	5
第 部 家族とのかかわり・家族への支援 - 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか 家庭に対して必要な支援を行えているか	5
第 部 市区町村や関係機関との連携 - 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか	9



○ 評価基準

評価 ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取り組みとなることを期待する状態

【評価結果（全65項目）】

S	A	B	C
4	58	3	0

○ Sとして特に評価された点

- ・緊急受理の体制は徹底されており、極めて迅速かつ適切に進められていた。また、通告後の安否確認までのスケジュール管理が徹底されており、かつ、その進行状況が可視化されるなど、全体で確認する仕組みが構築されている。
- ・子ども家庭支援センターと共通したアセスメントシートによる主担当の振り分け、受理後の調査状況の月ごとの全体会での報告、一時保護中の子どもの週1回の経過報告会議等、在宅指導中の子どもの3か月に1回の状況確認など、虐待対応はシステムティックに行われている。特に児童虐待の予防に関しては、子ども家庭支援センターとの緊密な連携により、「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには「保護支援」に至るまでの切れ目のない支援が地域内で完結している状況がうかがえた。
- ・児童福祉司が地区担当制のため担当が途中で交替することがなく、ケースに寄り添った支援が実現できており、臨機に対応することができている。さらに、根気よく保護者の意向に耳を傾けつつ、「子どもの最善の利益」を考える姿勢は評価できる。
- ・児童相談所と子ども家庭支援センターとの情報共有システムが充実していて、互いの動きを常に確認できる状態であることは評価できる。

○ Bとして課題とされた点

- ・子どもが権利ノートの説明を誰から受けたかというアンケートの項目で、「施設職員や里親」の割合が高くなっており、あらためて子どもと一緒に権利ノートを読み、社会的養護の元で暮らす子どもの意見表明の重要性について話し合う機会を設けられるとよい。

- ・ 援助方針の策定にあたり、毎回の援助方針会議で行われる一時保護所入所中の子どもについての状況確認や、定期的な在宅支援ケースの見直しがあるなどのチェック機能はあるが、アセスメントや支援計画への反映が十分とはいえない部分が散見された。
- ・ 首都圏全体の課題ではあるが、社会的養護の受け皿が十分ではなく、家庭からの分離が必要な子どもに対して子どもの特性ではなく「空いた施設にお願い」せざるを得ない状況。都区間での広域利用体制となっている事情などもあり簡単ではないが改善の必要はある。

**【受審結果を踏まえた今後の取組みについて】**

- ・ 合同会議など既存の会議体を活用し児童相談所と子ども家庭支援センター両者の相互理解をさらに深める取組みを進める。
- ・ 子どもの権利擁護にかかる周知については、社会的養護の元で暮らす子どもに対し、措置入所等の際に子どもの権利ノートを年齢や発達状況に応じて丁寧に説明を行うほか、施設訪問時に定期的に再周知を図ることを徹底する。
- ・ 新たなフォスタリング業務委託の実施をとおして、里親登録の更なる増加に向けて取り組むほか、ケアニーズの高い子どもを施設が受け入れられるために必要な支援方策を都と連携して検討するなど、社会的養護の受け皿の拡充に向けて取り組む。

など、第三者評価で課題とされた事項について、必要な取組みを進めていく。

**(2) 一時保護所の外部評価等の実施**

一時保護所において子どもの権利が守られている体制であるかを含めた第三者による外部評価は3年に一度の実施を予定しており、前回は令和2年度に実施した。

中間年となる令和3年度及び令和4年度は、前回の外部評価に準じた項目について内部評価を実施した。

**【令和2年度外部評価実施時における評価項目（全142項目）】**

大項目	評価項目
.リーダーシップと意思決定	9
.経営における社会的責任	10
.利用者意向、事業環境の把握	8
.計画の策定と着実な実行	15
.職員と組織の能力向上	10
.情報の保護・共有	7
.サービスの提供プロセス	83

## 【評価結果】

年度 (実施内容)	評価結果
2年度 (外部評価)	「全職員に対して、守るべき法・規範・倫理などの理解が深まるように取り組んでいる」について“×：できていない”と評価を受けた。 その他の項目については、“○：できている”とされた。
3年度 (内部評価)	全ての項目について、“○：できている”とされた。
4年度 (内部評価)	全ての項目について、“○：できている”とされた。

### 【令和3年度内部評価を踏まえた令和4年度の取組み】

令和3年度の内部評価では全ての項目が“○：できている”とされたが、更なる充実に向け、今後子どもの生活の幅を広げるための取組みや、学習環境の整備に向けた検討を行うこととしていた。

これらを踏まえ令和4年度は、児童の生活の幅を更に広げるため、ボランティアや地域資源の活用など、一時保護所以外の人との交流の機会を増やしたほか、タブレット端末の導入により資料の検索を可能にするなど、児童の学習環境の整備に取り組んだ。

### (3) 一時保護所内における取組み

#### 一時保護所第三者委員の設置

弁護士等を一時保護所第三者委員として設置した。委員は定期的に一時保護所へ訪問し、子どもたちの様子を確認するとともに、必要に応じて面談し、意見や要望を聞き取り、その内容は適切に児童相談所等へ伝達するとともに、対応経過と結果について確認している。

#### 【活動実績】

	4年度
活動回数	12回
子どもからの相談件数 (延べ人数)	31件 (延べ21人)

【分類別件数】 (単位：件)

分類	4年度
生活上での意見・要望	5
児童相談所への意見・要望	8
入所者間における人間関係	10
健康・体調	2
家族に関すること	3
その他	3

#### その他の取組み

入所者等からの苦情や要望の適切な解決を図るための体制を構築するとともに、一時保護所へ入所した際の初回面接時に、一時保護所のしおりを使って一人ひとりの子どもの権利が保障されることを一時保護所職員から説明しているほか、子どもが誰にも見られずに、自身の意見を、第三者委員、人権擁護機関へ相談をすることができる意見箱の設置、入所している子どもたちによる会議の開催（毎週）や職員による子どもの意見を聴く会の実施（毎月）など、一時保護所内における子どもの権利の保障に努めている。

#### (4) 措置された子どもにかかる取組み

##### 児童福祉審議会措置部会

児童福祉審議会は児童相談所開設に伴い、児童福祉法、世田谷区児童福祉審議会条例を根拠に、区の児童福祉に関する調査審議を行う合議制の機関として設置するもの。本審議会において設置された措置部会は、子どももしくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに、児童相談所から諮問を受け審議し、その結果を答申する機関であり、原則として毎月実施することとしている。委員は7名で学識経験者や弁護士、医師など幅広い分野から構成され、専門性を活かした審議を実施している。

##### 【年度別実績】

年度	開催回数	審議件数 <sup>1</sup>	報告件数 <sup>2</sup>
2年度	10回	12件	8件
3年度	11回	10件	6件
4年度	10回	10件	4件

##### 1 審議事項

部会から意見具申や助言を受けるもの（子どもまたはその保護者の意向が児童相談所の援助方針と一致しない事例、児童福祉法第28条に基づく施設入所等措置の申立または同措置の更新の申立を行う事例等）

##### 2 報告事項

過去に部会から意見具申または助言を受けた事案に対する、その後の援助経過の報告など。

##### 被措置児童等虐待対応

児童福祉法第33条の14の規定により、被措置児童等虐待に係る通告、届出がされた場合、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握、虐待事実の確認等を行うこととされており、区としては施設等検査・指導担当所管において実施する。事実確認の結果等については、児童福祉法第33条の15の規定により児童福祉審議会へ報告するとともに、同法第33条の16及び同法施行規則第36条の30の規定により、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置等を公表する。

##### 【令和4年度被措置児童等虐待状況】

被措置児童等虐待通告を1件受理し、児童の状況の把握、通告に係る事実確認等の結果、被措置児童等虐待に該当する事実は認められなかった。

(単位：件)

	受理件数	調査済件数	該当					非該当
			社会的養護関係施設	里親等	一時保護施設等	障害児施設等		
4年度	1	1	0	0	0	0	0	1

#### (5)「せたホッと」を活用した権利擁護

一時保護や措置された子どもが、児童相談所が行った措置に対する不服・不満がある場合や、施設入所者同士の人権侵害、入所施設等の処遇不満、改善要望などがあつた場合は、児童相談所や当該施設等において対応することを基本とするほか、せたがやホッと子どもサポート（以下、「せたホッと」という。）へ相談等できるよう、「一時保護所のしおり」や「子どもの権利ノート」を用いて、「せたホッと」の仕組みや連絡方法を周知した。子どもからの意見が「せたホッと」へ寄せられた際には、「せたホッと」とも連携しながら、その内容に応じて必要な改善を図る等の対応を行っている。

##### 子どもの権利ノート

措置された子どもに対して、施設や里親のもとで生活する際の権利が分かりやすく記載された「子どもの権利ノート」を児童相談所の児童福祉司が説明しながら配布している。また、この権利ノートには施設外部の相談窓口の連絡先や「せたホッと」宛のはがきを同封することにより、子どもが権利侵害を感じた際に適切に相談できる仕組みとしている。

#### 【令和4年度実績】

1件（一時保護所に入所している子どもからの相談）

## 10 人材育成

### (1) 人材育成計画

区児童相談所では、継続的に人材育成に取り組むこととし、「世田谷区児童相談所の人材育成研修計画」を作成し、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員の経験年数及び職層に応じた目標を掲げている。また、新任・横転者については、所内研修を実施し、児童相談所業務の基礎を学んでいる。実態に応じた知識や技術を習得できるよう、職員のアンケート結果や各S V（係長）の意見、業務内容を踏まえ、年度ごとに研修項目を見直している。

### (2) 研修内容

#### 外部研修等派遣研修

職員が職務遂行に関し、研修課題をもって児童相談業務に関する外部研修、学会等に参加し、その成果を、自己の職務及び職場に反映させることを通じ、職員の資質の向上を図っている。

#### 外部講師による研修

日頃の業務の中で必要とされる知識、技法について、医学的、心理的等専門的見地から学び、実践に役立てることを目的としている。

#### サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ研修

児童虐待対応の際、家族の強みに焦点をあてることで、家族が主体となり、児童相談所と家族が協働して安全なプランを考え、家族再統合や親子関係の再構築等を目指すためのソーシャルワークを学ぶ。実践的、かつ継続的、組織的に取り組んでいくことができるよう、月1回の実践リーダー研修と年4回の全体研修を実施している。

#### その他

児童相談所として企画・立案している研修のほか、児童相談支援課が企画している「子ども家庭支援センター・児童相談所職員研修」や特別区職員研修所が企画している「児童相談所関連研修」等、より多くの研修に参加し、知識や技術の習得を目指している。

### (3) OJT研修

新任・横転者職員の支援体制として、児童相談所勤務経験のある職員を中心に技術指導を実施し、各S V（係長）が全体の把握や経験者職員も含めた指導を行っているが、その他にOJT担当職員を置いている。区が実施している「新規採用職員のOJT」に加え、児童相談所の業務内容に合わせて、「担当職務」、「コミュニケーション」、「スキルアップ」、「健康や生活習慣」の4項目について、OJT担当職員と新任職員

で一緒に目標を設定し、3か月ごとに振り返りを実施している。この体制は、技術指導とは別に、新任職員の不安や負担を軽減する仕組みとしてのメンター的な役割を担っている。1年目のみでなく、3年目まではOJT担当職員が見守り、エンパワメントすることで、新任職員が自分の成長を継続的、客観的に捉え、今度はその職員がOJT担当職員となり新任職員を支える立場になっていくことを目指している。

【令和4年度研修実績一覧】

SV=スーパーバイザー（係長）

網掛け部分は、令和4年度に新設した項目

令和4年度世田谷区児童相談所 新任・横転者研修（内部講師）				
	項目	内容	講師	対象
1	世田谷区児童相談所（一時保護所含む）の目指すもの、理念及び現状と課題	児童相談所の歴史、支援と介入、家族とともに作る支援 世田谷区児童相談所の組織や役割の説明	所長	新任・横転者
2	区職員として身につけるべき心構え	服務規律、個人情報保護、情報セキュリティ等	副所長	
3	児童相談所運営指針	児童相談所運営指針の概要	児童相談支援専門員	
4	児童相談所業務の法的根拠	児童福祉法、虐待防止法、少年法、児童買春・児童ポルノ禁止法、母子保健法	弁護士	
5	子どもの権利擁護	子どもの権利擁護の歴史、子どもの権利条約・関係法令、子どもの権利ノート、施設や一時保護所における権利擁護、第三者評価	一時保護所副参事	
6	相談受理から支援への流れ、方針決定	相談受理から支援、終結までの流れ、方針決定のあり方 ケース進行管理、世田谷区児童相談所のルール 児童相談システム入力のポイント	SV（福祉）	
7	児童虐待の理解と対応・危機介入	児童虐待の一般的知識、児童虐待の現状と課題、児童虐待対応の基本原則、調査、面接のポイント等	SV（福祉）	
8	養護相談（虐待を除く）の流れと実際	養護相談に関する理解、養育困難と虐待の対応の違い、子ども家庭支援センターとの連携、区のサービス	SV（福祉）	
9	非行相談の流れと実際	非行相談の流れ（学校、警察、家裁との連携）	SV（福祉）	
10	障害相談・育成相談の流れと実際	障害相談に関する法令と制度、障害相談の流れ、不登校、引きこもりの現状と施策、要因と回復への道筋、心理担当・育成担当の役割、区の関係機関	SV（福祉）	
11	一時保護所ガイドライン	一時保護所ガイドラインの概要	児童相談支援専門員	



12	一時保護所の業務や連携の取り方	世田谷区の一時的保護所についての理解、連携の取り方	児童相談支援専門員
13	文書事務（通知関係）	措置に関わる通知の種類と作成～決裁～発送～保存までの流れ、審査請求、開示請求	SV（福祉）
14	システム研修	システム操作、統計、作成	担当職員 委託事業者
15	記録の書き方（児童福祉司）	援助方針会議録、情報開示請求を踏まえた記録、社会診断	児童相談支援専門員
16	記録の書き方（児童心理司）	心理診断等	SV（心理）
17	心理検査の種類と目的	心理検査の基本的知識	児童相談支援専門員
18	心理司の役割と他職種連携	児童相談所の心理司の役割や検査、所内（一時保護所を含む）連携について	SV（心理）
19	愛の手帳について	愛の手帳の制度や概要 他の手帳との違い等	児童相談支援専門員
20	面接・家庭訪問の基礎	すぐ実践できる面接技法、家庭訪問のポイント	SV（福祉） SV（心理）
21	児童相談所の保健師の役割	業務の説明（母子保健、子ども家庭支援センター、児童相談所との連携）	保健師
22	系統的全身診察	診察の目的と流れ、注意点	保健師
23	里親制度	里親の制度の種類と申請要件について、研修制度、里親委託の流れと事例等	担当職員
24	親子支援チームの役割	親子支援チームの業務の説明	担当職員

所内研修（外部講師）				
	項目	内容	講師	対象
1	CARE プログラム	子どもとより良い関係を築くときに大切な養育のスキルについて	CARE ファシリテーター	福祉司 心理司 保健師 一時保護所職員
2	児童虐待対応実務研修（全5回）	実務に沿った、児童虐待対応について 通告の初期対応から家庭引き取り、あるいは自立までの行程	医師・大学教授等	福祉司 心理司 保健師 一時保護所職員
3	企画研修（思春期の自傷と自殺）	思春期の自傷の理解と対応、予防等について	医師	福祉司 心理司 保健師 一時保護所職員
4	WISC-V 解釈	子どものアセスメントに活かすための WISC-V の解釈や活用方法	公認心理師	心理司

5	サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ(全16回)	児童相談所業務におけるサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ(親と児童相談所が協働し、子どもを安全に家庭に戻すための手法)の実践について	大学教授	福祉司 心理司 保健師
6	「こどものグリーフケア」について	グリーフを抱えた子ども達の傍にいる職員のあり方、職員自身のグリーフへの気づきとセルフケアについて	一般社団法人職員	福祉司 心理司 保健師 一時保新職員
7	PCITフォローアップ研修	支援技法であるPCITの実施のために必要な技術の習得を目的としたフォローアップ研修	日本PCIT研修センター	心理司

外部(派遣)研修				
	項目	内容	講師	対象
1	リフカー研修	子どもからの被害事実の聞き取り(子どもは性虐待をどのように経験するのか、虐待を打ち明けるプロセス、子どもの性的発達、日本の児童保護制度)について	チャイルドファーストジャパン	福祉司
2	セカンドステップ研修	感情調整に困難を抱える子どもの感情について	NPO 日本子どものための委員会	心理司
3	ペアレントトレーニングリーダー養成研修	子どもへの関わり方等、ニーズのある保護者に対してトレーニングを実施するための技術について	大学教授	心理司
4	PCITイニシャルワークショップ	子どもへの関わり方等、ニーズのある保護者に対してトレーニングやカウンセリングを実施するための技術について	日本PCIT研修センター	心理司
5	TF-CBT	認知行動療法を必要としている子どもに対して、トラウマケアを実施するための技術について	こころのケアとレジリエンス研究所	心理司
6	Child First 司法面接	性虐待、身体的虐待、ネグレクト、DVや犯罪被害者の目撃など、人権侵害を受けたことが疑われる子どもから、子どもの負担を最小限にしつつ、誘導せず、被害事実を聞き取る手法について	チャイルドファーストジャパン	福祉司
7	立命館大学司法面接研修(トレーナー研修)	性虐待、身体的虐待、ネグレクト、DVや犯罪の目撃など、人権侵害を受けたことが疑われる子どもから、子どもの負担を最小限にしつつ、誘導せず、虐待等の被害につき、正確な情報を得られる手法について	立命館大学研究部 OIC リサーチオフィス	福祉司
8	虐待被害児診察技術研修	「性虐待概論」及び「多機関連携チーム概論」・「診察方法概論」及び実技について	チャイルドファーストジャパン	保健師

9	児童虐待対応保健職員指導者研修	児童虐待に関する専門的知識、技術、認識等の向上と、児童相談所保健師としての役割について 地域母子保健の児童虐待の予防の在り方や組織的対応について	子どもの虹 情報研修センター	保健師
10	思春期保健セミナーコース	思春期世代の様々な問題に適切に対応できる方法について	日本家族計画協会	保健師
11	第13回 JAMSCAN	医療現場での子どもの虐待状況や最新の取組みについて	日本子ども虐待医学会	保健師
12	日本子どもの虐待防止学会	児童虐待防止のための、医療・保健・福祉・教育・司法・行政などの実践家、研修者が集う研究会	日本子どもの虐待防止学会	福祉司 心理司 保健師 一時保護職員
13	第5回サイエンス・オブ・セーフティ集会	様々な相談援助の場で、サイエンス・オブ・セーフティ・アプローチがどのように活用され、どのような効果が得られているのかについての実践報告会	サイエンス・オブ・セーフティ	福祉司 心理司
14	教育・福祉虐待対応職員合同研修	親子関係に課題を抱える家族への理解、教育機関と福祉機関のそれぞれの役割、連携について	子どもの虹 研修センター	一時保護職員
15	西日本こども研修センターあかしこころのシリーズ	長期にわたり虐待環境にさらされる子どもの現状と、虐待を受けた子どもの安心感や社会、他者への信頼感の回復を支えるアプローチについて	西日本こども研修センターあかし	福祉司
16	里親支援技術向上セミナー	子どもの最善の利益の追求と実現のため、フォスタリング事業に取り組む自治体やフォスタリング機関の事業の運用と展開、支援の質の向上について	母子愛育会	福祉司
17	ライフストーリーワークベーシック研修	施設や里親宅に暮らす子どもが、これまでの生き立ちを振り返り、自身の人生の物語を作る時、支援者として適切にサポートできるための取組みについて	無憂樹	福祉司
18	国立武蔵野学院一時保護所職員（指導者）研修	一時保護所のスーパーバイザーとしての必要な知識と、その運営と課題について	国立武蔵野学院	一時保護職員
19	全国児童相談所研究セミナー全国大会	児童家庭相談の実施体制のあり方及び援助方法の開発・向上について	全国児童相談所研究セミナー	一時保護職員
20	全国養護問題研究会全国大会	子ども達の発達を保障し、人権を擁護し福祉を向上させるための研究発表全国大会	全国養護問題研究会	一時保護職員

## 11 児童相談所と地域の関わり

### (1) 世田谷区要保護児童支援協議会の取組み

全区協議会

区全域に関する要保護児童等の支援の課題について検討するとともに、関係機関等の円滑な連携を確保するための環境整備並びに区民などへの普及啓発を行った。

なお、本会は区子ども・若者部が主催している。

【令和4年度実績】

1回(世田谷区DV防止ネットワーク代表者会議と共同開催)

開催日	開催方法	内容
8月31日	ハイブリッド	1 令和3年度行政報告 (1) 児童相談所 (2) 人権・男女共同参画課 (3) 子ども家庭支援センター 2 協議 【テーマ】居場所のない若者世代の現状を踏まえ、これからの他機関連携を考える 基調講演「居場所のない若者世代の現状と課題」 講師 認定NPO法人ピッコラーレ 関係機関報告 ・警視庁世田谷少年センター ・児童相談所 ・子ども家庭支援センター ・社会福祉法人子どもの虐待防止センター 会場との意見交換 総括

## 地域協議会

地域における要保護児童等の支援の課題を検討するとともに、各地域の課題解決に向けて、関係機関等の連携・協力体制の確保を図った。なお、本会は各地域の子ども家庭支援センターが主催している。

### 【令和4年度実績】

計5回

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
開催方法	対面開催	対面開催	対面開催	対面開催	対面開催
内容	・子ども家庭支援センター及び児童相談所による事業報告 ・関係機関による講演・取組報告 ・事例を用いた検討 ・児童虐待通告から対応の流れ説明 など 開催地域によって内容の差異あり				

### 進行会議（合同会議と同時開催）

各地域で毎月ケースの進行管理を実施。子ども家庭支援センター、児童相談所、児童相談支援課が参加する。

### 【令和4年度実績】

計60回

### 【地域別開催回数】

（単位：回）

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
回数	12	12	12	12	12

## （2）各関係機関との連携状況

### 子ども本人への普及啓発にかかる連携

要保護児童支援協議会における児童相談所及び児童虐待通告ダイヤルの周知のほか、特に子ども本人を対象とし、児童相談所の存在や、虐待を受けた時の連絡先について、分かりやすいカード等を直接配付するなど、区立小学校、中学校をはじめとする関係機関と連携して普及啓発に取り組んでいる。

### 【令和4年度実績】

児童虐待通告ダイヤル・せたがや子どもテレフォンPRカードの配付

配付先：区内全ての公立小中学校

## 警察との連携

児童虐待対応においては、関係機関が緊密に連携して情報を共有し、早期発見、早期対処していくことが必要であることから、児童の安全確保を目的に世田谷区と警視庁生活安全部少年育成課は「児童虐待対応の連携強化に関する協定書」を締結し、両者が保有する児童虐待事案の情報共有や意見交換会の実施など、必要な連携を図っている。

### 【協定書の主な内容】

- ・児童虐待事案にかかる情報共有  
(身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、家庭復帰事案、転居事案など)
- ・意見交換会の実施(代表者意見交換会、実務者意見交換会)
- ・要保護児童対策地域協議会における連携の促進
- ・普及啓発活動の推進 など

### 【令和4年度実績】

- ・児童虐待事案にかかる情報共有  
世田谷区から警察への情報共有

(単位:件)

	内容	2年度	3年度	4年度
月例提供	身体的虐待、ネグレクト、性的虐待	31	34	37
	児童相談所長が必要と認めた事案	24	0	0
	家庭復帰した事案	40	58	61
随時提供	48時間以内の安全確認不可	0	0	0
	転居に伴うケース移管	15	29	12
合計		110	121	110

### 警察から世田谷区への情報共有

(単位:件)

	内容	2年度	3年度	4年度
月例提供	児童虐待の疑いがあるとして調査したが通告に至らなかった事案	285	320	323

- ・意見交換会

代表者意見交換会 令和4年11月11日

世田谷区が、警視庁と東京都が開催する「警視庁と児童相談所との連絡会議」に参画することにより、相互の意思疎通と理解を図っている。

実務者意見交換会 令和4年7月7日、令和5年2月22日

世田谷区と世田谷区内各警察署との意見交換会を開催し、相互の意思疎通と理解を図っている。

その他（警視庁と特別区児童相談所の実務者連絡会）

令和4年9月1日、令和5年2月9日

警視庁と児童相談所を開設している特別区が意見交換会を開催し、相互の意思疎通と理解を図っている。

「せたホッと」との連携

世田谷区に在住・在学・在勤の子どもの権利を守り、救済する機関である「せたホッと」では、子どもから様々な相談を受け付けている。その中でも児童虐待と疑われる相談案件が「せたホッと」に入った場合は、児童相談所へ通告または、情報提供をしてもらい、解決に向けて連携した対応を行っている。

【令和4年度実績】

延べ58回

関係機関が主催する研修講師派遣を通じた連携

区内の子育て支援機関等が主催する各研修会に児童相談所職員が講師として赴き、児童相談所の開設や、新しい区の児童虐待対応等について説明を行っている。

【令和4年度実績】

9件

### 第3 統計資料

#### 1 相談の受理状況

##### (1) 男女別・経路別受理状況

	令和2年度合計	令和3年度合計	令和4年度合計	特別区・指定都市・中核市・都道府県			区市町村					児童福祉施設・指定発達支援医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員（通告仲介）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	再掲			
				児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	子ども家庭支援センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
計	2132	2233	2356	122	0	12	2	0	0	69	11	19	1	0	0	855	12	2	25	0	102	1	0	0	517	444	23	139	1	1	0	36	
男	1175	1214	1357	64	0	4	2	0	0	43	6	13	0	0	0	482	6	2	16	0	43	1	0	0	336	261	11	67	0	0	0	21	
女	957	1019	999	58	0	8	0	0	0	26	5	6	1	0	0	373	6	0	9	0	59	0	0	0	181	183	12	72	1	1	0	15	





( 3 ) 相談内容別受理状況

区分	養護相談													非行相談										不登校相談			性格行動・育児しつけ相談							区分				
	合計	孤児	迷子	被虐待児	計	養育困難							その他	合計	盗み	粗暴	不良交友	家出外泊	薬物	放火	性的非行	金品持出	その他	合計	怠学	登校(園)拒否	その他	合計	夜遺尿	夜遺尿以外の習癖	わがまま	落着なし	臆病		孤立	その他		
						家出	死亡	離婚	傷病	出産	就労	拘置・拘留																									家族環境	その他
計	1927	0	0	1771	149	0	0	0	12	0	0	0	98	39	7	72	33	12	3	7	0	3	11	0	3	1	0	1	0	57	0	0	1	2	0	0	54	計
0歳	119	0	0	108	8	0	0	0	3	0	0	0	3	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	114	0	0	111	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
2	108	0	0	104	3	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	
3	112	0	0	110	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
4	109	0	0	107	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
5	90	0	0	87	3	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	5	
6	121	0	0	119	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	6	
7	103	0	0	100	3	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	7	
8	117	0	0	113	4	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	8		
9	143	0	0	134	9	0	0	0	1	0	0	0	8	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	1	0	0	4	9	
10	113	0	0	104	9	0	0	0	1	0	0	0	6	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	10		
11	124	0	0	111	13	0	0	0	1	0	0	0	9	3	0	14	9	2	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7	11	
12	101	0	0	89	12	0	0	0	0	0	0	0	10	2	0	11	5	4	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5	12	
13	114	0	0	95	19	0	0	0	0	0	0	0	14	5	0	16	5	2	0	3	0	2	4	0	0	1	0	1	0	8	0	0	0	0	0	8	13	
14	97	0	0	79	17	0	0	0	0	0	0	0	10	7	1	15	4	2	2	4	0	1	2	0	0	0	0	11	0	0	1	0	0	0	10	14		
15	99	0	0	80	19	0	0	0	0	0	0	0	14	5	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6	15		
16	72	0	0	56	16	0	0	0	1	0	0	0	11	4	0	3	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	16		
17	47	0	0	40	7	0	0	0	0	0	0	0	3	4	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	17		
18歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18歳以上		
不明	24	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	不明		

(4) 虐待受理経路別・地域別受理状況

	2年度	3年度	3年度						4年度	4年度						増減	
			世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	不明		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	不明		
都道府県・中核市・指定都市・特別区																	
児童相談所	76	78	17	11	16	13	21	0	91	20	9	24	28	10	0		13
福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
その他	10	4	1	1	1	0	1	0	12	4	2	5	0	1	0		8
区市町村																	
福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0		1
児童委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
保健センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
子ども家庭支援センター	58	32	1	0	13	13	5	0	60	12	2	16	9	21	0		28
その他	14	14	1	6	4	0	3	0	10	0	3	5	2	0	0		4
児童福祉施設・指定発達支援医療機関																	
保育所	4	10	3	1	4	0	2	0	19	7	6	2	4	0	0		9
児童福祉施設	0	5	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		5
指定発達支援医療機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
児童家庭支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
認定こども園	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0		3
警察等	497	581	153	72	117	168	71	0	697	183	98	129	185	102	0		116
家庭裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
保健所及び医療機関																	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
医療機関	23	28	10	2	10	4	2	0	24	8	1	9	6	0	0		4
学校等																	
幼稚園	1	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0		2
学校	84	89	15	7	29	29	9	0	98	26	13	24	20	15	0		9
教育委員会等	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0		1
里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
児童委員（通告仲介）	1	9	2	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		9
家族・親戚	151	143	47	20	31	35	10	0	160	35	23	41	44	17	0		17
近隣・知人	542	565	177	103	108	127	50	0	444	111	89	104	90	50	0		121
児童本人	24	22	9	2	2	6	3	0	21	6	2	3	8	2	0		1
その他	167	113	24	8	34	34	13	0	133	20	24	36	42	11	0		20
再掲																	
措置変更	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1
期間延長	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0		1
巡回相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
電話相談	15	16	0	7	1	1	7	0	32	7	5	8	7	5	0		16
合計	1,652	1,698	461	233	380	434	190	0	1,771	433	272	399	438	229	0		73

( 5 ) 虐待受理種類別・地域別受理状況

	2年度	3年度	4年度						増減							
			世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	不明								
身体的虐待	325	274	57	40	69	77	31	0	310	72	44	69	84	41	0	36
性的虐待	10	5	0	3	2	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	2
心理的虐待	1,142	1,268	380	163	279	314	132	0	1,277	328	201	287	299	162	0	9
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	175	151	24	27	30	43	27	0	181	30	27	43	55	26	0	30
合計	1,652	1,698	461	233	380	434	190	0	1,771	433	272	399	438	229	0	73

## 2 相談対応状況

### (1) 相談別対応状況

		対 応 件 数 (年 度 中)																								未 対 応 件 数 (年 度 未 現 在)		令 和 2 年 度 合 計		令 和 3 年 度 合 計	
		面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 指 導 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	児 童 相 談 所 送 致	社 会 福 祉 主 事 指 導	助 産 師 又 は 道 府 県 保 護 課 の 実 施 報 告 書 送 付	訓 戒 指 導	児 童 福 祉 施 設		指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法 第 27 条 第 1 項 第 4 号 送 致	障 害 児 入 所 施 設 等 へ の 約 束	そ の 他	令 和 4 年 度 合 計	施 設 入 所 待 機 (再 掲)	未 対 応 件 数 (年 度 未 現 在)	施 設 入 所 待 機 (再 掲)	令 和 2 年 度 合 計	施 設 入 所 待 機 (再 掲)	令 和 3 年 度 合 計	施 設 入 所 待 機 (再 掲)		
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん 指 導											入 所	法 第 27 条 第 3 号 送 致														通 所	
児 童 相 談 所	養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談	1289	85	18	35	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	3	0	243	1683	2	334	3	1525	2	1709	4		
		そ の 他 の 相 談	82	15	3	11	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	34	147	0	35	1	94	1	112	0		
	保 健 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	障 害 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	2	0	7	0	5	0
			視 聴 覚 障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			言 語 発 達 障 害 等 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			重 症 心 身 障 害 相 談	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	7	1	1	0	3	2	3	1
			知 的 障 害 相 談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	65	0	200	2	264	1
			発 達 障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非 行 相 談		く 犯 行 為 等 相 談	8	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	26	1	8	1	60	0	31	1	
			触 法 行 為 等 相 談	17	5	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	42	0	7	0	23	0	31	0	
	育 成 相 談		性 格 行 動 相 談	29	18	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0	24	0	55	0	49	0	
			不 登 校 相 談	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	2	0	7	0	
			適 性 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			育 児 ・ し つ け 相 談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	
	そ の 他 の 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	16	0	0	0	15	0	26	0		
	計		1426	132	28	62	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	3	0	9	308	1980	5	477	5	1985	7	2237	7	

(2) 虐待相談の相談種別・経路別対応状況

	都道府県・中核市・指定都市・特別区				区市町村					児童福祉施設・指定発達支援医療機関			警察等	認定こども園	児童家庭支援センター	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員(通告)	家族						親戚	近隣知人	児童本人	その他	令和4年度合計	令和3年度合計	令和2年度合計
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	子ども家庭支援センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等			虐待者本人			虐待者以外									
																								父親	母親	その他	父親	母親	その他							
身体的虐待	20	0	0	4	0	0	14	3	8	0	0	104	0	0	0	0	13	0	43	1	0	0	4	22	0	7	6	5	5	28	12	2	301	271	301	
性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	5	3	11	
心理的虐待	49	0	0	6	0	0	14	7	6	0	0	540	0	0	0	0	7	0	23	0	0	0	2	36	0	28	17	5	4	367	7	100	1218	1261	1071	
ネグレクト	15	0	0	0	1	0	0	17	3	6	0	22	3	0	0	0	6	0	18	0	0	0	0	2	0	4	2	0	1	38	1	20	159	174	142	
非該当(再掲)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(24)	(0)	(2)	(32)	(130)	(94)		
計	84	0	0	10	1	0	45	13	20	0	0	667	3	0	0	0	26	0	86	1	0	0	6	60	0	39	25	10	12	433	20	122	1683	1709	1525	
	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(24)	(0)	(2)	(32)	(130)	(94)		

(3) 虐待相談の相談種別・主な虐待者別対応状況

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	令和4年度合計	令和3年度合計	令和2年度合計
身体的虐待	121	9	159	0	12	301	271	301
性的虐待	3	0	2	0	0	5	3	11
心理的虐待	528	11	552	4	123	1218	1261	1071
ネグレクト	14	0	137	2	6	159	174	142
計	666	20	850	6	141	1683	1709	1525

(4) 被虐待児童年齢・虐待種類別対応状況

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	暴力の目撃等によるもの(再掲)	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	棄児(再掲)	置き去り児童(再掲)	登校・登園の禁止(再掲)	保護者以外の者による虐待			令和4年度合計	令和3年度合計	令和2年度合計
									身体的虐待(再掲)	性的虐待(再掲)	心理的虐待(再掲)			
0歳	8	0	73	39	12	0	2	0	1	0	0	93	89	78
1	6	0	98	51	2	0	0	0	0	0	0	106	111	98
2	8	0	82	30	11	0	4	1	0	0	0	101	108	72
3	16	0	94	40	6	0	2	0	0	0	0	116	113	96
4	7	0	85	33	10	1	4	0	0	0	0	102	85	81
5	8	0	67	16	10	0	3	0	0	0	0	85	86	77
6	16	0	85	33	16	1	3	3	0	0	0	117	113	91
7	21	0	64	25	7	0	0	0	0	0	0	92	98	117
8	15	0	88	34	14	0	3	0	0	0	0	117	111	68
9	34	0	83	30	10	0	2	1	0	0	0	127	126	103
10	24	1	67	30	11	0	0	1	0	0	0	103	118	93
11	23	0	73	33	5	0	0	0	0	0	0	101	97	93
12	24	0	55	29	13	0	2	1	0	0	0	92	106	86
13	25	1	46	22	5	0	0	2	0	0	0	77	95	81
14	18	1	40	18	7	0	1	0	0	2	0	66	76	78
15	21	1	47	24	9	0	0	0	0	0	1	78	62	53
16	14	1	32	14	7	0	0	0	0	0	0	54	42	33
17	11	0	18	9	4	0	1	0	0	0	0	33	33	38
18歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
不明	2	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	23	38	89
計	301	5	1218	510	159	2	27	9	1	2	1	1683	1709	1525

